

3. 各関係機関からの情報提供

1. 水資源機構 関西・吉野川支社 P3~P8
2. 財務省 近畿財務局 P9~P10
3. 農林水産省 近畿農政局 P11~P24
4. 林野庁 近畿中国森林管理局 P25~P32
5. 気象庁 大阪管区気象台 P33~P38
6. 環境省 近畿地方環境事務所 P39~P57
7. 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 近畿北陸整備局 P58~P62
8. 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 P63~P65
9. 国土交通省 近畿地方整備局 河川部 P66~P109

1.水資源機構

淀川水系 水資源機構施設 位置図



川上ダム建設事業 事業概要

位置図



国土地理院発行1/200,000地勢図(名古屋)に加筆

木津川上流域

【目的】

- 洪水調節：
川上ダム地点における計画高水流量850m³/sのうち780m³/sの洪水調節を行う。
- 流水の正常な機能の維持：
前深瀬川及び木津川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。
また、高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム及び比奈知ダムの堆砂除去のための代替補給を行う。
- 新規利水：
伊賀市の水道用水として最大0.358m³/sの取水を可能とする。

【諸元】

- 型式 重力式コンクリートダム
- 堤高 84.0メートル
- 堤頂長 334.0メートル
- 総貯水容量 31,000,000立方メートル
- 有効貯水容量 29,200,000立方メートル

【工期】

- 昭和56年度から令和4年度までの予定

【総事業費】

- 約1,180億円



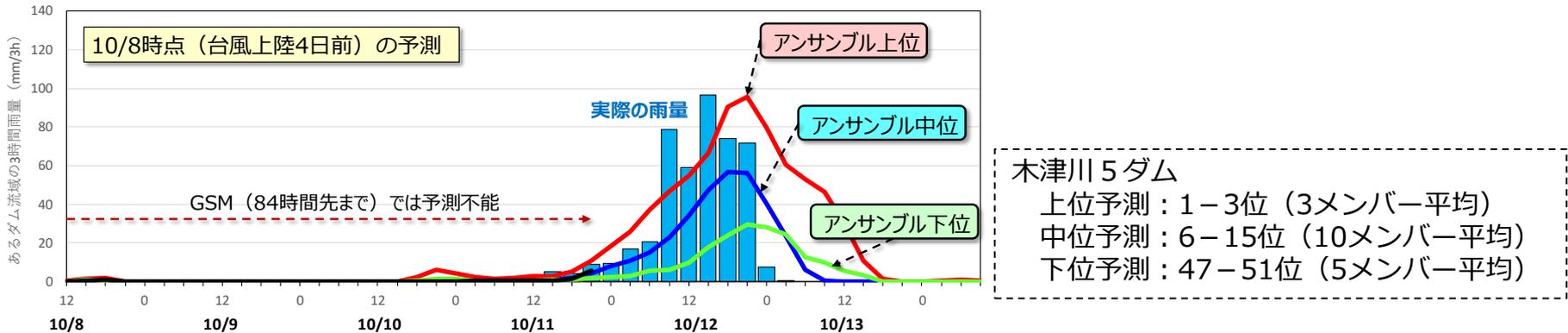
祝
川上ダム
試験湛水開始
令和3年12月16日

川上ダム状況(令和4年2月24日撮影)

ダム管理（アンサンブル降雨予測の活用）

○長時間アンサンブル降雨予測システム

- 最大15日先までの降雨予測及び流出予測を行う。
- ECMWF（ヨーロッパ中期予報センター）のアンサンブル予報モデル（51メンバー）を用い、技術開発によりダウンスケーリング
- 51メンバー及び上位、中位、下位を作成



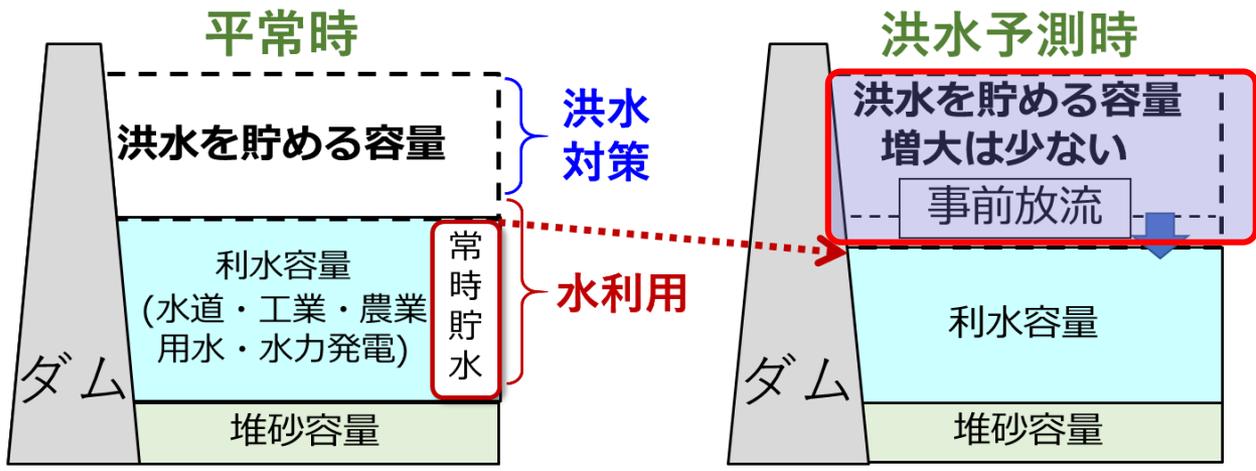
- ✓ 上位、中位、下位について、複数メンバを平均することで予測更新毎の変動が少ない、上限・下限が定量的に確認できる。
- ✓ **上位予測**：大雨のリスクを見逃さない治水管理から安全側な予測
- 中位予測**：最も精度が高いと思われる予測
- 下位予測**：最低でも見込まれる雨を把握するための予測

ダム管理（アンサンブル降雨予測の活用）

ダムの目的は「治水(洪水対策)」と「利水(水利用)」

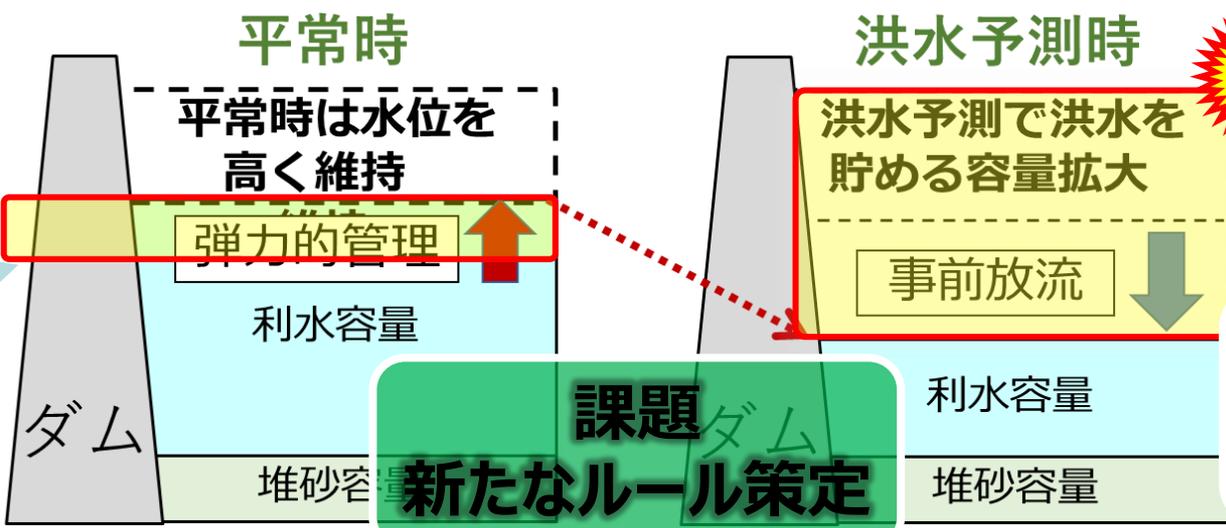
Before

(R2開始の事前放流ガイドライン) 事前放流は限定的。1～3日程度



After

ECMWF(51メンバー・15日先)活用 数日～1週間程度前からの事前放流を実現し、洪水貯留機能の拡大と水力発電増大を実現



目標 治水容量をもっと増やす

+ 脱炭素 洪水後期放流活用

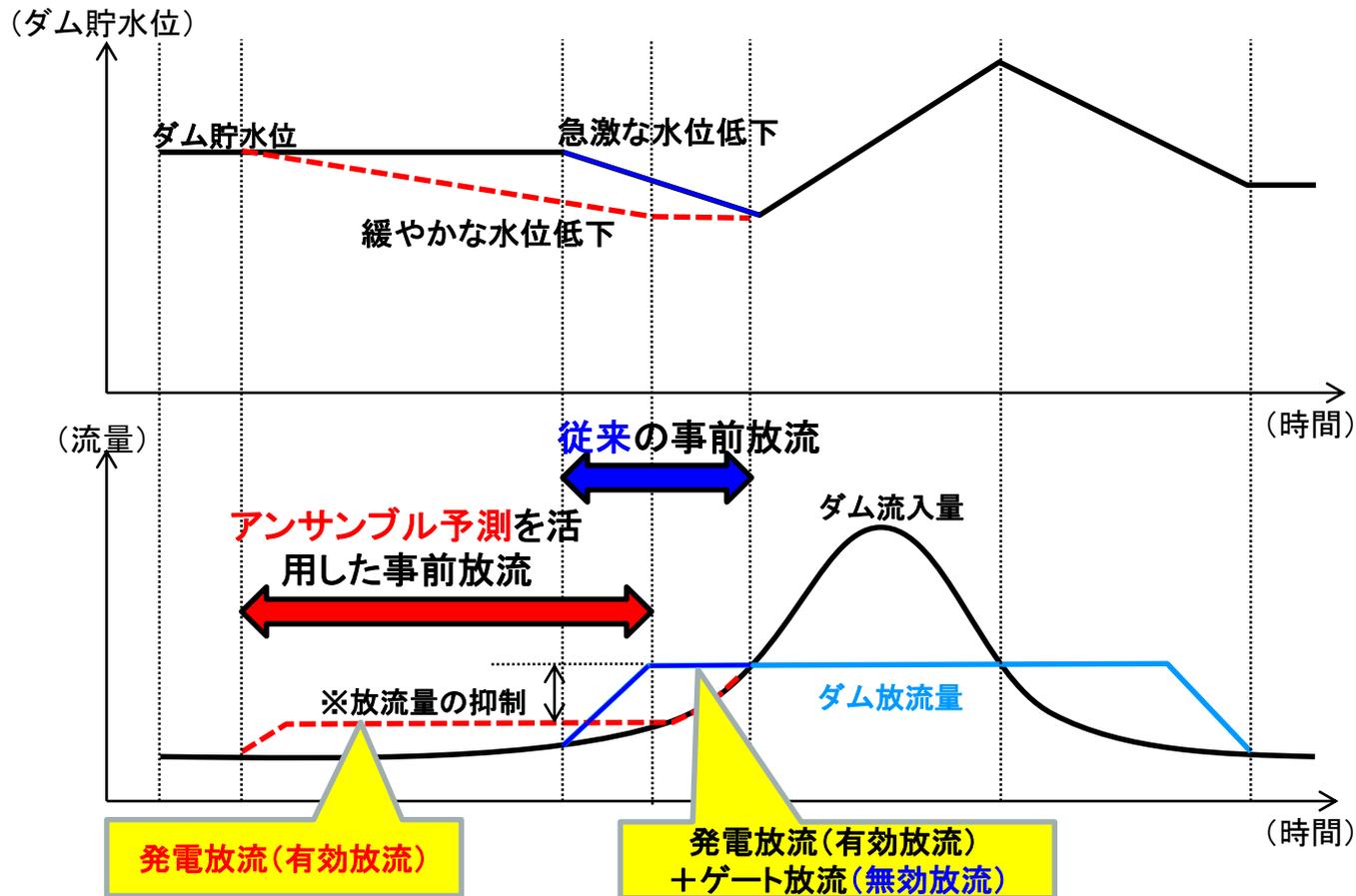
課題 新たなルール策定

現状 体制準備 関係者協議

ダム管理（アンサンブル降雨予測の活用）

○事前放流への活用

現在、3日前から実施している事前放流について、アンサンブル予測精度が確認され関係者の理解が得られれば、3日より前から発電放流を活用し緩やかな水位低下を行い無効放流を少なくすることを検討していく。



降雨前のダム放流だが、少量の発電放流

降雨前のダム放流のため、ダム下流沿川の安全性の懸念

＜アンサンブル予測を活用した事前放流イメージ＞

2. 近畿財務局

国土強靱化など安全・安心の確保

1. 遊水地・貯留施設の整備加速

○ 激甚化する水災害への対応を強化するため、まずは全国50箇所を目標に、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備を推進しています。

➡ 活用可能な国有地のリストの情報提供を行いました。また、特定都市河川浸水被害対策法が改正され、浸水被害防止が困難な河川(特定都市河川)の流域において地方自治体が貯留施設の整備を行う場合、国有地を無償貸付または譲与することが可能となりました。

2. 地方自治体における災害発生前の対応に係る支援

○ 台風等による災害の激甚化に伴って、地方自治体において発災前に避難場所や廃棄物仮置き場等を確保しておくニーズが顕在化しています。

➡ 発災前においても国有財産の無償提供が可能である旨明確化した上で、活用できる国有地を地方自治体に提示して、災害対応を支援します。

国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速



3. 近畿農政局

田んぼダム・ため池の主な支援事業（令和4年度予算概算決定の概要）

		事業概要	令和4年度新規・拡充のポイント	
農地整備	直轄	<ul style="list-style-type: none"> ●国営農用地再編整備事業 400ha以上の農地整備、農地集積促進費の交付【国費率】2/3、促進費は50%（中山間55%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成（補助事業で実施） 	
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●農業競争力強化農地整備事業 20ha（中山間10ha）以上の農地整備、農地集積促進費の交付【国費率】50%（中山間55%） 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成 ・計画策定を定額助成（水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の関連地区） ・計画策定の助成期間を4年間に延長（水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の関連地区、中山間地域の地区） <p>【農地中間管理機構関連農地整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工種に農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等を追加（法改正） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●農地中間管理機構関連農地整備事業 10ha（中山間5ha）以上の農地整備、機構集積推進費の交付【国費率】50%（中山間55%）、推進費は定額 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●畑地帯総合整備事業 20ha（中山間10ha）以上の農地整備、産地形成促進費の交付【国費率】50%（中山間55%）、調査計画はR7まで定額 		<ul style="list-style-type: none"> ・産地形成促進費のメニューに「畑地周辺の水田畑地化」を追加（現行は「水田地帯の水田畑地化」又は「樹園地周辺の水田畑地化」）
		<ul style="list-style-type: none"> ●農地耕作条件改善事業（非公共） 農地中間管理事業重点実施区域等におけるきめ細かな基盤整備【国費率】50%（中山間55%）、自力施工の区画拡大等は定額 		<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を定額助成 ・「土地利用調整型」（農地の粗放的利用等に対応するための交換分合や基盤整備）を新設 ・「病害虫対策型」（基腐病の予防・まん延防止に資する土層改良や排水対策等）を新設 ・除草機器の導入を助成対象に追加
農業水利	直轄	<ul style="list-style-type: none"> ●国営かんがい排水事業 一般型3,000（畑1,000）ha、特別型500（畑100）ha以上【国費率】2/3、基幹施設70% 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ化・再エネ利用に取り組む地区の末端要件と事業費要件を緩和（基幹施設の管理費軽減のための発電施設は基幹施設として区分） ・予防保全・事後保全に係る事業（機能保全、応急対策、突発事故復旧）を再編・統合 	
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●水利施設整備事業 200（畑100）ha以上の水利施設整備【国費率】50%、調査計画はR7まで定額 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ化・再エネ利用に取り組む地区の末端要件を緩和（中山間地域【国費率】55%） ・予防保全・事後保全に係る事業（基幹・団体営ストマネ、突発事故復旧）を再編・統合 ・田んぼダムに取り組む地区の末端要件を緩和 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●農業水利施設等長寿命化・防災減災事業（非公共） 	—	
農地防災	直轄	<ul style="list-style-type: none"> ●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備【国費率】2/3、基幹施設型70% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基幹施設型」の対象に耐震対策を追加 	
	補助	<ul style="list-style-type: none"> ●農村地域防災減災事業 ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、用排水施設整備等【国費率】50%（大規模、中山間、緊急性の高いため池55%）ソフト対策はR7（防災重点ため池はR12）まで定額 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ため池洪水調節機能強化対策」（ため池の嵩上げ、利水廃止ため池の防災利用等農地防災のための洪水調節容量確保）を新設 ・「湛水被害総合対策」（調査・計画、排水施設整備、区画整理、ハウス移転等）を新設 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） 水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策【国費率】50%（中山間55%）、ソフト・ため池廃止は定額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池廃止の定額助成の対象に埋立廃止を追加（現行は開削廃止のみ） ・サポートセンターの助成を拡充（定額（10百万円まで）又は50%（20百万円まで）） 	

		事業概要	令和4年度新規・拡充のポイント
農村整備	補助	●農村整備事業 農道、集落排水施設等の整備（再編、強靱化等） 【国費率】50%、調査計画は定額	—
		●中山間地域農業農村総合整備事業 農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備 【国費率】55%	・メニューに農村資源利活用推進施設（バイオマス発電施設等）整備事業を追加
		●農山漁村振興交付金「農山漁村発イノベーション等整備事業」（非公共） 活性化又は6次産業化施設（加工・販売施設等）の整備 【国費率】3/10、50%（中山間の基盤整備55%）	・再エネ発電・蓄電・給電設備は、活性化・6次化施設の整備と同時に設置する場合と、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合を助成（販売・交流施設等におけるEV等への給電が実施可能）
		●農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」（非公共） 光ファイバ・無線基地局等の整備 【国費率】50%、調査計画は定額	・事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を助成
		●農山漁村振興交付金「最適土地利用対策」（非公共） 多様で持続的な農地利用（放牧、蜜源作物等）の実証 【国費率】50%（中山間55%）、推進費は定額	・保全すべき農地周辺部における計画的な植林を実証項目に追加
施設管理・体制強化	直 補助	●直轄管理事業 【国費率】77.5%	—
		●基幹水利施設管理事業 一定規模以上の国営造成施設の管理費助成 【国費率】30%、40%、治水協定ダム1/3	・対象に「受益面積が一定以上、かつ、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設」を追加（現行は「受益面積が一定以上、かつ、施設能力が一定以上の施設」のみ）
		●水利施設管理強化事業 ・国造施設・国造附帯施設：用水施設管理費の0.6/1.6、排水施設及び治水協定ダム管理費の0.75/1.75を助成 ・補助事業造成施設：治水協定ダムの掛かり増し管理費を助成 【国費率】50%	— ・掛かり増し管理費助成の対象となる補助事業造成施設（現行では治水協定ダムのみ）に流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設（排水施設、ため池等）を追加
		●土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の定期的な修繕・補修 【国費率】30%	・「防災減災機能等強化対策」（防災・減災、施設管理の省エネ化・再エネ利用、省力化を図るための施設整備）を新設（【国費率】50%） ※ 本対策は、財政融資資金の活用（法改正）により、施設整備を任意の時期に実施可能
		●土地改良区体制強化事業 施設・財産管理強化（事務連合設立や市町村区域合併のモデル構築等）、受益農地管理強化、統合整備強化、研修・人材育成等 【国費率】50%、定額	・連合会への会計専門家（複式簿記の有効活用に係る指導）の配置を定額助成 ・中山間地域における小規模土地改良区の業務再編を助成 ・施設管理の省エネ化に係る土地改良区への技術指導を助成対象に追加
負担策		●農家負担金軽減支援対策事業（非公共） 土地改良事業負担金の無利子貸付け、利子助成等 【国費率】定額	・無利子貸付けの対象に「輸出事業計画との連携地区」を追加（現行は「担い手農地利用集積率の向上が見込まれる地区」又は「高収益作物の生産額増加が見込まれる地区」）

農業農村整備事業における田んぼダムの取組の推進

<対策のポイント>

水田の洪水防止機能の発揮によって、河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の浸水被害リスクを低減させるため、あらゆる関係者が流域全体で行う協働の取組である「流域治水」の一環として**水田の雨水貯留能力を高める田んぼダムの取組を推進**します。

<事業の内容>

1. 田んぼダムの導入に対する支援

<内容>

田んぼダムの導入を促進するため、調整活動や畦畔補強等を定額で支援。

【主な助成単価】畦畔補強 14万円/100m、排水口整備 4万5千円/箇所

<対象事業>

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 田んぼダムの効果発現に向けた支援

<内容>

田んぼダムの取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援。

<対象事業>

水利施設整備事業（流域治水推進型）

【事業要件】

- 田んぼダムの取組等を定めた計画を策定すること
- 一定割合以上の田んぼダムが導入済み又は導入見込みであること

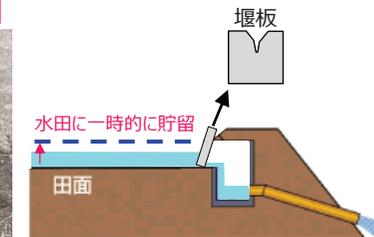
【対象地域】

- ①流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- ②治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ③地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

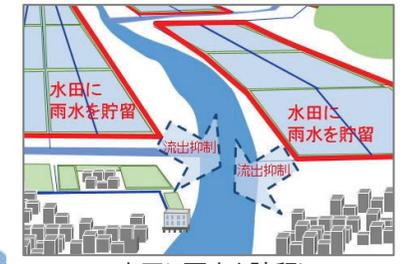
<事業イメージ>

田んぼダムの取組

田んぼダム堰板の例



堰板等を設置し、雨水を水田に一時的に貯留



水田に雨水を貯留し
下流への流出を抑制

田んぼダムの導入・効果発現に向けた支援



畦畔が痩せ
容易に雨水が流出



畦畔補強を支援



堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援



排水路の整備



排水機場の整備

農業競争力強化基盤整備事業のうち 農業競争力強化農地整備事業〈公共〉

〈対策のポイント〉

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備を推進します。

〈事業目標〉

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

〈事業の内容〉

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を実施

3. 農業基盤整備促進事業

- ・ 畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施
- ・ 病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の排水対策や土層改良を実施

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

※ 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大4年間）
水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和7年度まで）

〈事業イメージ〉

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



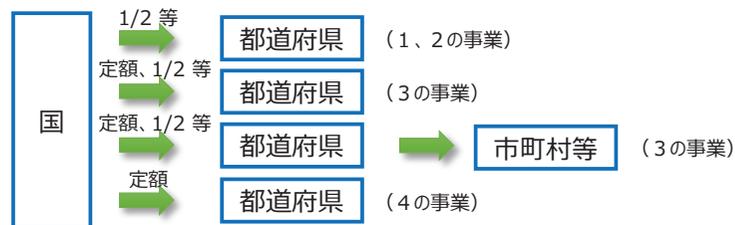
（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地

〈事業の流れ〉

※ 下線部は拡充内容



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
（写真は収穫中のタマネギ）

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：農地集積促進事業 等

【限度額：事業費の12.5%】

<流域治水対策の推進>【新設】

- ・田んぼダム実施に向けた調査・調整経費を定額支援
- ・畦畔補強や排水路整備等について定額支援

② 実施計画策定等

工 種：計画策定 等（2年以内）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画関連地区は最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画関連地区の場合、定額支援（令和7年度まで）

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）	2.2%	+1.0%（計3.2%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）	1.9%	+0.8%（計2.7%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）	1.7%	+0.5%（計2.2%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）	1.4%	+0.3%（計1.7%）

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

<整備前>



<整備後>



大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

水稲

タマネギ

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

補助率：50% 等

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進するとともに、田んぼダムの取組、病害虫対策等を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備 { 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全 }
- ・調査調整 { 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整 }
- ・指導 { 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等 }
- ・補助率：50% 等

<流域治水対策の推進>【新設】

- ・田んぼダム実施に向けた調査・調整経費を定額支援
- ・畦畔補強や排水路整備等について定額支援

<病害虫発生予防及びまん延防止>【新設】

- ・病害虫の発生又はまん延のおそれのある地域における土層改良の定額助成メニューを追加

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価【主なもの】	備考
田(畑)の区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 2万5千円/10a ○実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	()は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	

注) 担い手に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算



2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

農地中間管理機構関連農地整備事業〈公共〉

〈対策のポイント〉

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

〈事業目標〉

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

〈事業の内容〉

1. 農地整備事業

対象工種：**区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等**

附帯事業：機構集積推進事業

（推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付）

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等

※ 流域治水対策の推進

田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定**（最大4年間）

※ 水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援（令和7年度まで）

〈主な実施要件〉

事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権を設定**

事業対象農地面積：**10ha以上（中山間地域は5ha以上）**

（各団地：**1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）**のまとまりのある農地）

事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に向上**
（生産コスト20%以上削減、販売額20%以上向上）

※ 下線部は拡充内容

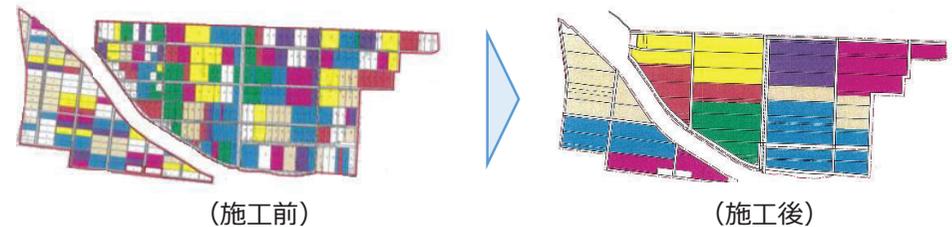
〈事業の流れ〉



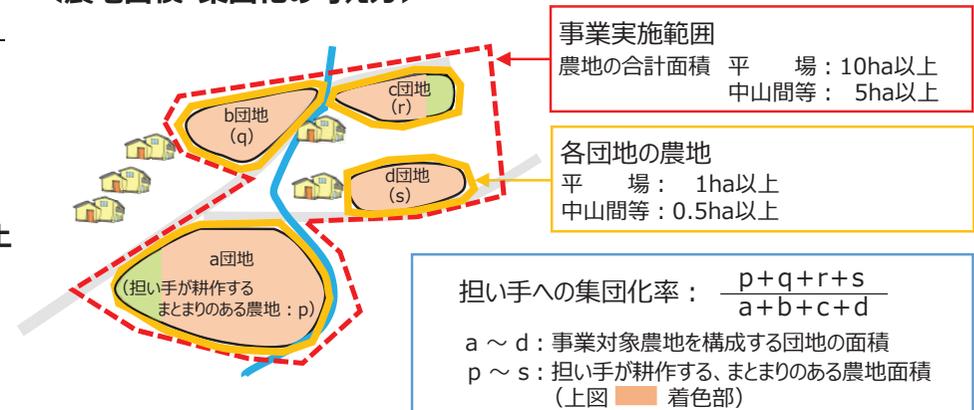
※ 農地整備事業の場合

〈事業イメージ〉

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。）



〈農地面積・集団化の考え方〉



農地耕作条件改善事業

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善や、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせる支援します。

3. 未来型産地形成推進条件整備型

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。

4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

5. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良や排水対策等を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※ 農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）の活用により、農業者負担の軽減を図ることが可能（3の事業を除く）

【実施要件】

- ① 事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 農業者数2者以上 等

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成



スマート農業導入の支援



農地耕作条件改善事業（1/4）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の導入促進に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

新たな事業型の創設

政策目的に対応し次の型を創設

- ・**病害虫対策型**：病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良等を支援
- ・**土地利用調整型**：多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援

流域治水対策の推進【新設】

- ・田んぼダム推進に向けた整備及び調整経費を支援
（定額助成） 畦畔補強及び排水改良（排水路整備）、調査・調整経費

維持管理省力化に向けた支援【拡充】

畦畔や法面等の草刈労力の軽減のため、

- ・幅広畦畔や法面の緩傾斜化といった基盤整備
- ・共同利用の除草機器導入

定率助成にて支援



法面の緩傾斜化



除草アタッチメント



リモコン式草刈機



無人草刈機

採択要件

- ・**対象区域**：農地中間管理事業の重点実施区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業費200万円以上 ・農業者2戸以上
- ・**事業主体**：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・使用する型によって計画策定などが要件として設定

きめ細かなハード整備



畦畔除去



水路の更新

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農道の更新整備※1
- (ソフト) 1地区当たり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

定率助成※2

- (ハード) 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備
- (ソフト) ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援、条件改善促進支援 等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当区画拡大（6.5万円/10a等）、暗渠排水（10.0万円/10a等）など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。
※「広報活動・農的関係人口の拡大」の中で「地域外からの呼び込み活動」も対応可

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田 400 畑 240	320 80
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地 40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 400	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田 1,000 畑 600 草地 80	700 300 40
項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

農村地域防災減災事業 <公共>

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- 地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ため池の洪水調節機能を強化するための整備**
- 湛水被害が頻発する地域における調査・計画策定、排水施設整備、区画整理、ハウス移転等

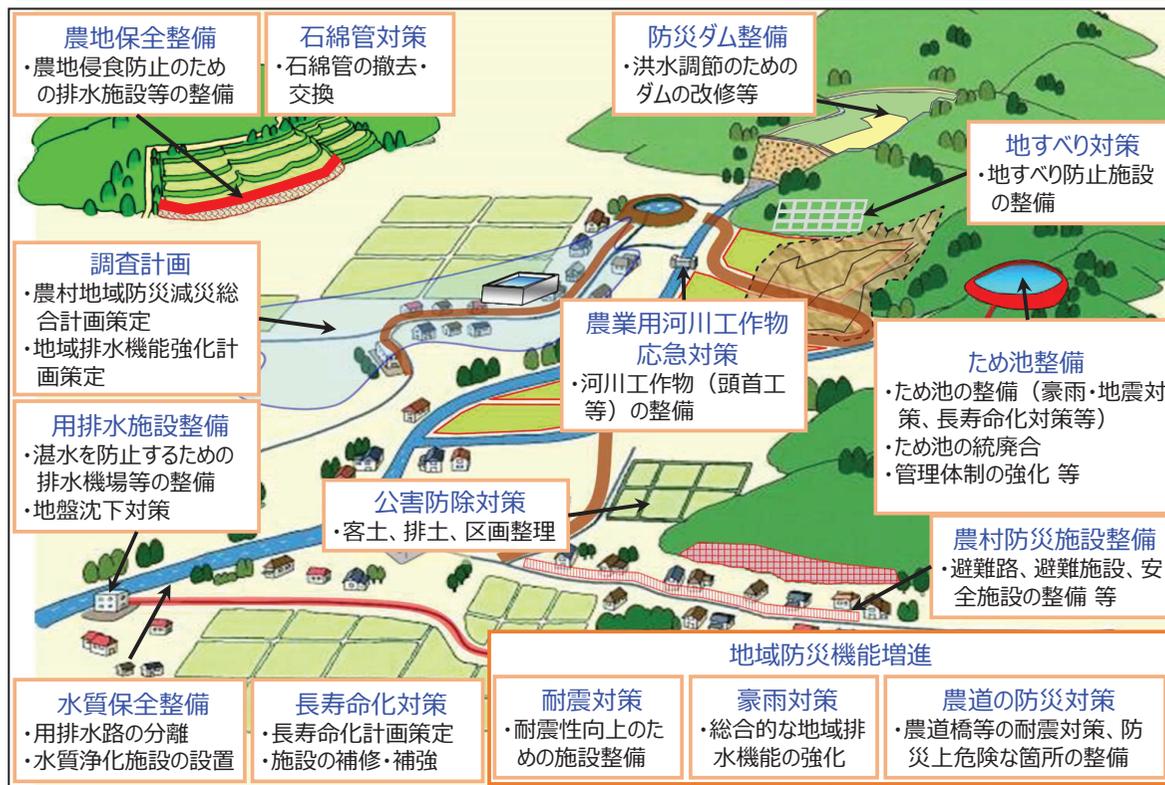
※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



農村地域防災減災事業の拡充事項

- (1) 流域治水の取組の一環として、大雨が予想される際にあらかじめため池の水位を下げるなど洪水調節機能の強化に資する事業を追加する。
- (2) 豪雨が頻発化し、同じエリアで複数年連続して農地等が湛水被害を受けている実態を踏まえ、湛水被害を受けやすい土地からの農業用ハウス移転や当該土地の排水施設整備を行うなど、土地利用の見直しを含む地域の総合的な防災・減災対策が行える事業を追加する。

(1) ため池の洪水調節機能の強化

洪水吐きスリットの設置の例



【対象】

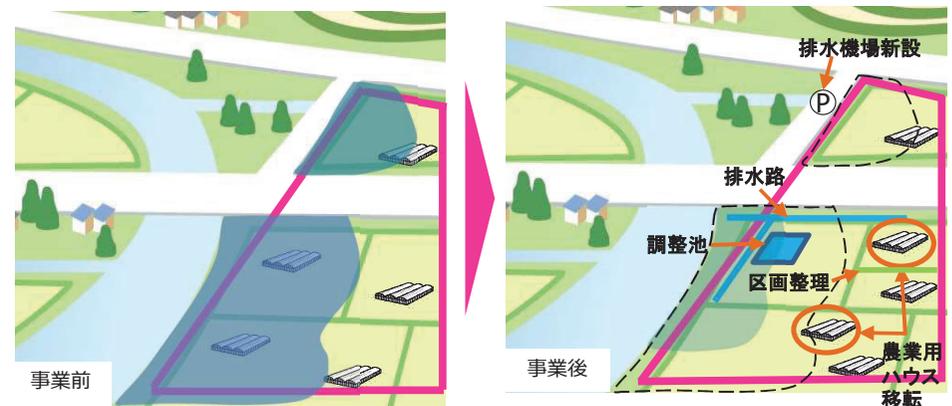
流域治水プロジェクトが策定された水系等にあるため池

【事業内容】

- ・ 洪水調節容量の確保に必要なため池堤体の嵩上げ
- ・ ため池の低水位管理が可能となる洪水吐きスリット等の整備
- ・ 廃止予定のため池の貯水容量を洪水調節容量として存置するための整備

(2) 湛水被害総合対策

事業のイメージ



【対象地域】

過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域（流域治水プロジェクトが策定された水系等）

【事業内容】

- 湛水被害総合対策計画策定、実施計画策定
- 排水施設整備と併せて次のうち必要な工種を組み合わせ実施
 - ・ 農業生産基盤整備（区画整理等）
 - ・ 農業用ハウス移転等

水利施設管理強化事業 <公共>

<対策のポイント>

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1. の施設を除く）

【対象経費】

1. 一般型（国営及び国営附帯県営造成施設）
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）

※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム
2. 特別型（治水協定ダム等）
 - ① 治水協定ダム：事前放流等利水を目的とした操作管理を超える取組に要する費用
 - ② 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設：農業用ため池の低水管理等利水を目的とした操作管理を超える取組等に要する費用

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化

集中豪雨の増加



都市化・混住化



農業構造等の変化



市街地・集落の浸水



水路への廃棄物流入



営農の多様化による水需要の変化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

農業用ため池の低水管理



スクリーンの除塵作業



きめ細かな操作管理



4. 近畿中国森林管理局

豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会 とりまとめ

【林野庁】

- ▶ 森林が有する土砂流出防止機能・洪水緩和機能は、治山対策・森林整備の進展により、歴史的・全国的にみれば過去と比較して良好な状態。他方、地域ごとにみれば、手入れ不足の森林、病虫獣害被害森林、台風による風倒被害森林等では保水力等機能低下が懸念
- ▶ 今後、気候変動の激化により降雨量や溪流の流量が増大し山地災害・洪水被害とそれに伴う流木災害が一層激甚化するおそれがあることから、山地・溪流対策の一層の強化が必要
- ▶ 強化していくべき具体的な対策

(1) 森林の土砂流出防止機能の維持・向上対策

- ▼尾根部崩壊対策：災害履歴がある箇所等を対象としたリモートセンシング技術による微地形や崩壊予兆の監視、発生抑制対策
- ▼溪流侵食対策：タイプの異なる治山ダム（土石流に耐える治山ダムと、小規模治山ダムの階段状配置や高密配置）の効果的な配置
溪流沿いの危険木の事前伐採や将来の危険度を低減させる林相転換の推進
- ▼同時多発化対策：危険度が特に高い約1.3万地区の着手率向上と既存ストックの有効活用

(2) 森林の洪水緩和機能の維持・向上対策等

- ▼森林整備と簡易土木工法（等高線状の筋工設置等）の組み合わせ対策の面的推進
- ▼河川の流路断面を閉塞させないよう流木・土砂流出抑制対策の推進

【強化していくべき具体的な内容】 ※「流域治水」の取組と連携して実施

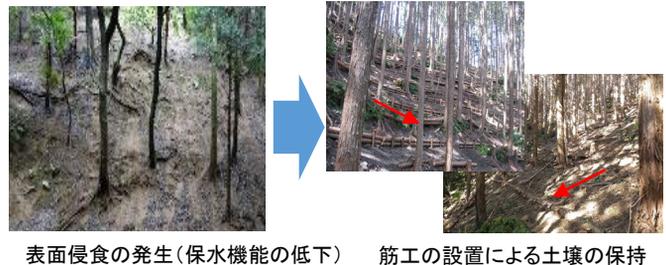
山地災害対策(崩壊対策)

- 尾根部におけるやや深い層からの崩壊発生抑制対策

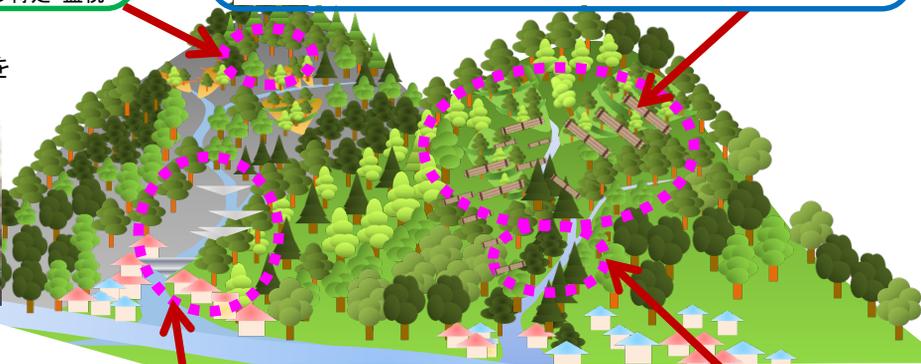


水害対策(山地保水力の向上)

- 斜面における筋工の面的整備による保水力向上



※対策の実施に際しては、災害が激甚化することを踏まえ、ICT技術等の導入や省力化施工を推進



山地災害対策(土石流対策)

水害対策(河川断面閉塞抑制対策)

- タイプの異なる治山ダムの配置による土砂流出抑制



山地災害対策(流木被害軽減)

水害対策(河川断面閉塞抑制対策)

- 溪流沿いの危険木の事前伐採・林相転換



治山事業 <公共>

【令和4年度予算概算要求額 73,346 (61,948) 百万円】

<対策のポイント>

地域の安全・安心の確保のため、流域治水プロジェクトと連携した流域保全対応の治山対策の強化や自治体・事業者の負担軽減等を通じた同時多発化する山地災害への機動力の向上、東日本大震災からの復興の取組成果を踏まえた津波に強い海岸防災林の全国的な整備を推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落〔平成30年度〕→約58.6千集落〔令和5年度〕）

<事業の内容>

1. 流域治水プロジェクトの推進に向けた治山対策の強化

保水機能が低下した森林を対象とする流域保全対応の治山対策のメニューを創設し、山地斜面における保安林整備と組み合わせた筋工・柵工の面的配置を推進します。

併せて、国土交通省と連携した流木対策を強化します。

2. 同時多発化する災害への機動力の向上

- ① 災害の同時多発化や難工事の増加を踏まえ、円滑な復旧や事業の担い手の負担軽減のため十分な工期確保を推進します。（当初ゼロ国制度の導入）
- ② 都市近郊部等における予防対策の効率化のため、既存治山施設の機能強化対策にかかる支援を強化します。
- ③ 極端な豪雪に伴うなだれ被害から集落等を守るため、なだれ危険地の調査・点検への支援を拡充し、集落全体のなだれ対策を推進します。
- ④ 気候変動による豪雨の激化を踏まえ、山地災害危険地区の精度向上のための調査支援を推進します。

3. 津波に強い海岸防災林の全国的な整備

- ① 東日本大震災からの復興の取組成果を踏まえ、津波に強い海岸防災林を整備する場合の保育管理にかかる支援を強化し、全国展開を推進します。
- ② このほか、津波からの確実な避難等に資するため、沿岸部における治山対策の支援を強化します。

※ 1～3に加え、激甚化する山地災害の応急対策や既存施設の機能強化を推進するための地方財政措置を要望します。

<事業の流れ>



※国有林や民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

<事業イメージ>

○流域治水プロジェクトの推進に向けた治山対策の強化



○同時多発化する災害への機動力の向上



○津波に強い海岸防災林の全国的な整備



海岸防災林の整備・保育管理の抜本的な強化により、津波に強い海岸防災林の全国的な整備

【お問い合わせ先】林野庁治山課 (03-6744-2308)

<対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、**間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林の省力化・低コスト化や幹線となる林道の開設・改良等を推進**します。

<事業目標>

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 間伐や路網整備、再造林等

森林環境保全直接支援事業	35,137 (23,810) 百万円
森林資源循環利用林道整備事業	4,305 (2,448) 百万円
林業専用道整備事業	757 (563) 百万円
山村強靱化林道整備事業	2,992 (2,500) 百万円

- ① **新たな森林・林業基本計画等を踏まえ、再造林や間伐の省力化・低コスト化を促進することにより森林整備**を推進し、健全な森林を育成します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、**路網をバランスよく整備**します。
- ③ **幹線林道の開設・改良**を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 老朽化した橋梁等について、集約化のための**林道の改良等と併せた撤去**を支援します。

※ 林道事業において発注・施工時期の平準化を図るため、当初ゼロ国制度を導入

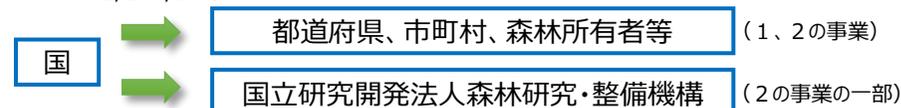
2. 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業	2,384 (1,919) 百万円
水源林造成事業	27,558 (25,247) 百万円

- ① 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② **重要インフラ施設周辺の森林整備**を支援することで災害の未然防止につなげます。

<事業の流れ>

1/2、3/10等



※ 国有林においては、直轄で実施

カーボンニュートラルの実現に向けた対応

○再造林の省力化・低コスト化を推進

植栽本数や下刈り回数などの減少による造林の省力化・低コスト化施策に対する支援を強化



再造林の面積の確保

○間伐を推進

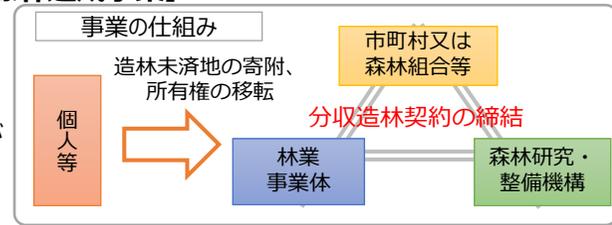
搬出間伐の集約要件、保育間伐の齢級要件等の見直し



間伐の一層の推進

○造林未済地解消対策【水源林造成事業】

奥地水源林の造林未済地※の解消に向けて、土地所有者が造林未済地を市町村等に寄附することを条件に、森林研究・整備機構が分収造林契約により森林を造成
※R2までの伐採箇所に限る



国土強靱化等に向けた対応

○林道の整備や荒廃森林の再生に向けた間伐等の森林整備を実施

木材輸送の効率化や防災機能の向上に向けた林道の開設、改良等を推進



排水工の設置

- ・各地の被害森林の再生を推進
- ・北海道胆振東部地震の被災森林について奥側に広がるエリアの再生を本格的に推進



北海道厚真町の被災森林

<対策のポイント>

森林の防災・保水機能の発揮のため、**令和3年8月の大雨等による荒廃山地の復旧整備を推進**するとともに、**山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の整備等による防災・減災対策を推進**します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落 [平成30年度] →約58.6千集落 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 荒廃山地の緊急的な復旧整備

令和3年8月の大雨等により発生した荒廃山地について、**下流への被害を防止するための緊急的な復旧整備を推進**します。

2. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

山地災害危険地区や重要なインフラ周辺、氾濫した河川上流域等を対象に、森林の有する土砂流出防止機能や水源涵養機能等の適切な発揮に向け、**流域治水の取組等とも連携**しつつ、**流木、土石流、山腹崩壊の発生を抑制する治山施設の整備や保安林整備を推進**します。



山地災害危険地区のうち、特に緊急度の高いエリアにおける治山施設の整備



流木捕捉工の設置



土砂の流出・侵食を防止し、森林の保水機能を向上



土砂流出を防止する治山ダム群の整備

筋工・柵工と組み合わせた保安林整備



<事業の流れ>



※ 国有林や、民有林のうち大規模な崩壊地等については、直轄で実施

森林整備による防災・減災対策 <公共>

【令和3年度補正予算額 18,600百万円】

<対策のポイント>

森林の防災・保水機能の発揮のため、**山地災害危険地区周辺や氾濫した河川の上流域等での間伐等**のほか、防災機能の強化に向けた**林道の開設・改良**等を推進するとともに、**重要インフラ施設周辺の森林整備**を効率的に支援します。

<事業目標>

森林吸収量2.7%（平成25年度総排出量比）の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

<事業の内容>

1. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

森林の防災・保水機能を発揮させるため、流域治水の取組等とも連携しつつ、**山地災害危険地区や重要インフラ施設の周辺、氾濫した河川上流域等を対象に間伐等の森林整備**を推進するとともに、**防災機能の強化に向けた林道の開設・改良**等を推進します。

2. 重要インフラ施設周辺の森林整備の効率化

私有林において、所有者とインフラ施設管理者、自治体等が協定を締結して行う**重要インフラ施設周辺森林整備**を実施する際に、**近接する公有林も一体的に整備**を行い重要インフラ施設周辺の森林整備を支援します。

<事業イメージ>

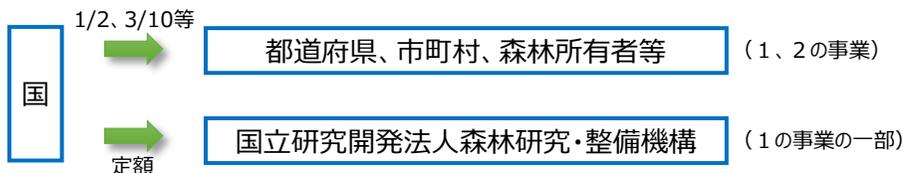
1. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策



2. 重要インフラ施設周辺の森林整備の効率化



<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】 林野庁整備課 (03-6744-2303)

概要 要：山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる治山施設の整備・強化等による流木・土石流・山腹崩壊抑制対策、海岸防災林の整備を実施する。

※流域治水の取組等と連携した対策を含む。

府省庁名：農林水産省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

土石流等のリスクが高い地域の整備の推進により、重要インフラや集落等を保全する。

・現時点で把握している土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区(約13,600地区)の実施率

現状：約65%(令和2年度)

⇒中長期の目標：100%

本対策による達成年次の前倒し

令和20年度 → 令和18年度

◆5年後(令和7年度)の状況

・達成目標：約80%

・山地災害危険地区のうち、土石流等の災害の危険性、保全対象の重要性から特に緊要性の高い地区について、治山対策の実施率を約80%まで向上させる。

◆実施主体

・国、都道府県

治山施設の整備等を通じた森林の防災・保水機能の発揮



流木捕捉式治山ダムの整備による流木等の捕捉



概要 要: 山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、森林の防災・保水機能を発揮させる間伐等の森林整備、林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化等を行う。

※流域治水の取組等と連携した対策を含む。

府省庁名: 農林水産省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

土石流等のリスクが高い地域の未整備解消により、重要インフラや集落等を保全する。特に重要な林道の整備・強化により森林被害の早期復旧や継続的な森林整備対策が確保され、林業・山村地域のレジリエンスが向上する。

〈森林整備〉

・土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区(約13,600地区)の実施率

現状: 約65%(令和2年度) ⇒ 中長期の目標: 100%

本対策による達成年次の前倒し 令和20年度 → 令和18年度

〈林道〉

・防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化実施率

現状: 約50%(令和2年度) ⇒ 中長期の目標: 100%(今後必要となる事業量: 約2,000路線)

本対策による達成年次の前倒し 令和20年度 → 令和18年度

◆5年後(令和7年度)の状況

〈森林整備〉

・達成目標: 約80%

・山地災害危険地区のうち、土石流等の災害の危険性、保全対象の重要性から特に緊要性の高い地区について、森林整備対策の実施率を約80%まで向上させる。

〈林道〉

・達成目標: 約70%

・防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による路線の実施率を約70%まで向上させる。

◆実施主体

・国、都道府県、市町村 等

森林の機能を発揮するための森林整備



実施前



実施後

災害に備えた林道の改良整備



予防措置: 暗渠工の設置

法面の保全



実施前



実施後

5.大阪管区气象台

- 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報に変更となったが、
 - ① 警戒レベルのカラーコードとキキクル（危険度分布）のカラーコードが一致していない。
 - ② 大雨特別警報は、市町村単位で発表されるが、市町村は警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の判断が困難。

警戒
レベル

警戒レベル3

警戒レベル4

警戒レベル5

高齢者等避難

避難指示

緊急安全確保

警戒
レベル
相当
情報

警戒レベル3相当

警戒レベル4相当

警戒レベル5相当

大雨・洪水警報

土砂災害警戒情報

大雨特別警報

キキクル：
警戒

キキクル：
非常に危険

キキクル：
極めて危険

① 警戒レベルのカラーコードと一致していない。

② キキクル「黒」が無く、市町村は警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の判断が困難。

※ 大雨特別警報（土砂災害）は、土砂キキクルの技術を活用した1kmメッシュ毎の基準値は設定済みだが、大雨特別警報（浸水害）については、まだキキクルの技術を活用した1kmメッシュ毎の基準値は未設定。

大雨・洪水警報の危険度分布について今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する危険度分布「黒」を新設するまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。（「避難情報に関するガイドライン」（内閣府））

➤ 警戒レベルとの齟齬を解消し、警戒レベル相当情報としてより分かりやすく危険度を伝えることができるように。

現状

- 土砂キキクル
 - 極めて危険
 - 非常に危険【警戒レベル4相当】
 - 警戒 【警戒レベル3相当】
 - 注意 【警戒レベル2相当】
 - 今後の情報等に留意
- 浸水キキクル
 - 極めて危険
 - 非常に危険
 - 警戒
 - 注意
 - 今後の情報等に留意
- 洪水キキクル
 - 極めて危険
 - 非常に危険【警戒レベル4相当】
 - 警戒 【警戒レベル3相当】
 - 注意 【警戒レベル2相当】
 - 今後の情報等に留意

改善後

- 土砂キキクル
 - 災害切迫【警戒レベル5相当】
 - 危険 【警戒レベル4相当】
 - 警戒 【警戒レベル3相当】
 - 注意 【警戒レベル2相当】
 - 今後の情報等に留意
- 浸水キキクル
 - 災害切迫【警戒レベル5相当】
 - 危険
 - 警戒
 - 注意
 - 今後の情報等に留意
- 洪水キキクル
 - 災害切迫【警戒レベル5相当】
 - 危険 【警戒レベル4相当】
 - 警戒 【警戒レベル3相当】
 - 注意 【警戒レベル2相当】
 - 今後の情報等に留意



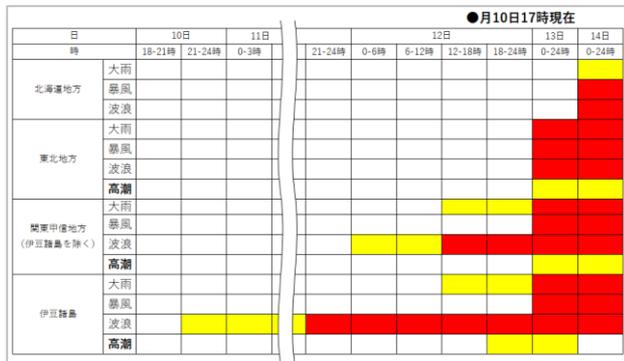
色とその意味	表示条件
黒：災害切迫	↓実況で 基準Ⅳ ：大雨特別警報の指標に用いる基準に到達した場合
紫：危険	↑実況又は予想※で 基準Ⅲ ：土砂災害警戒情報の基準又は警報基準を大きく超過した基準に到達する場合
赤：警戒	↑実況又は予想※で 基準Ⅱ ：警報基準に到達する場合
黄：注意	↑実況又は予想※で 基準Ⅰ ：注意報基準に到達する場合
-：今後の情報に留意	実況かつ予想※で 基準Ⅰ ：注意報基準未済の場合

※ 土砂災害は2時間先、浸水害は1時間先、洪水は3時間先までの予測を用いている。

- 台風が存在する場合にのみ発表していた高潮の警報級の可能性を、早期注意情報（警報級の可能性）として毎日発表するように改善
- 気象庁ホームページの「警報・注意報」のページに各地の高潮の早期注意情報を掲載
- これらの改善を令和4年8月下旬に実施予定

現状

台風時



5日先までの高潮の警報級の可能性を、図形式の気象情報等により、バーチャートで発表。

台風時以外



(高潮の警報級の可能性発表なし)

運用開始後

✓ 台風が存在するかどうかにかかわらず、毎日、高潮の早期注意情報（警報級の可能性）を発表。

東京都の早期注意情報（警報級の可能性）									
○年○月12日11時 気象庁 発表									
東京地方では、13日までの期間内に[高]及び[中]はない。今後の情報に留意。									
東京都東京地方		12日		13日		14日	15日	16日	17日
		12-18	18-24	00-06	06-12	12-24			
大雨	警報級の可能性	-	-	-	-	-	[中]	[高]	-
	1時間最大	15以下	15以下	15以下	15以下	15以下			
	3時間最大	25以下	25以下	25以下	25以下	25以下			
	24時間最大	50以下							
大雪	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-
	6時間最大	0	0	0	0	0			
	24時間最大	0							
暴風(雪)	警報級の可能性	-	-	-	-	-	[中]	[高]	-
	最大風速	陸上	9以下	9以下	9以下	9以下	9以下		
		海上	9以下	9以下	9以下	9以下			
波浪	警報級の可能性	-	-	-	-	-	[中]	[高]	-
	波高	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
高潮	警報級の可能性	-	-	-	-	-	[中]	-	-

気象庁ホームページでの高潮の早期注意情報の掲載イメージ

➤ 高潮の早期注意情報[高][中]を高潮災害への心構えを高めてもらうための警戒レベル1に位置付ける予定。

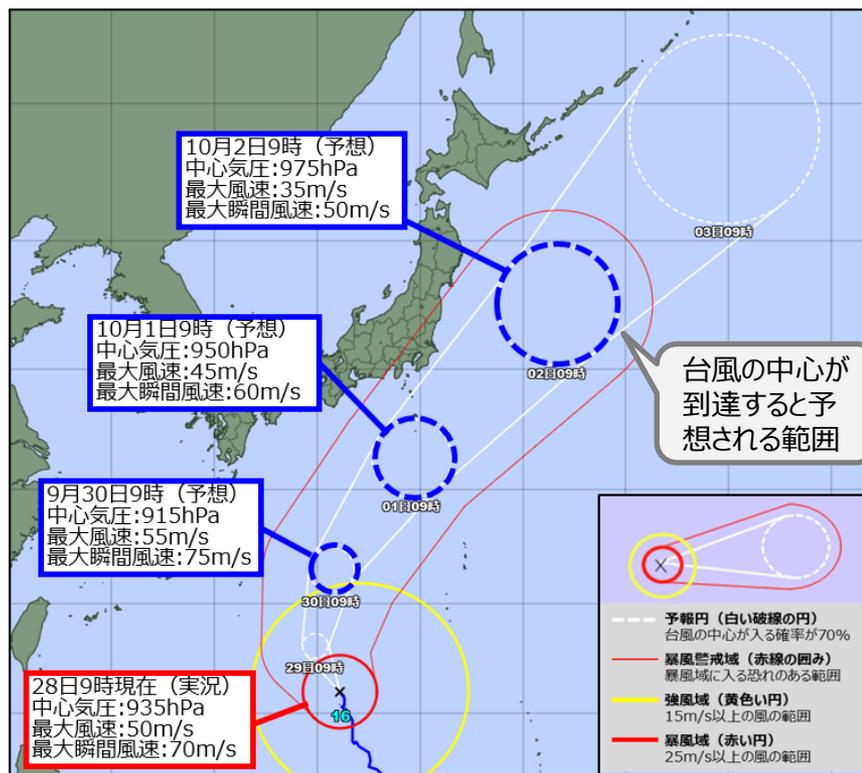
高潮に関する防災情報の体系

現状	警戒レベル	住民が取るべき行動	気象庁等の情報		運用開始後	警戒レベル	住民が取るべき行動	気象庁等の情報	
	5	命の危険 直ちに安全確保！ すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	高潮氾濫発生情報				5	命の危険 直ちに安全確保！ すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	高潮氾濫発生情報
4	危険な場所から全員避難 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了する。 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	高潮特別警報	高潮警報		4	危険な場所から全員避難 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了する。 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	高潮特別警報	高潮警報	
3	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高潮警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報			3	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高潮警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報		
2	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	高潮注意報			2	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	高潮注意報		
1	災害への心構えを高める	(なし)			1	災害への心構えを高める	早期注意情報(警報級の可能性)		

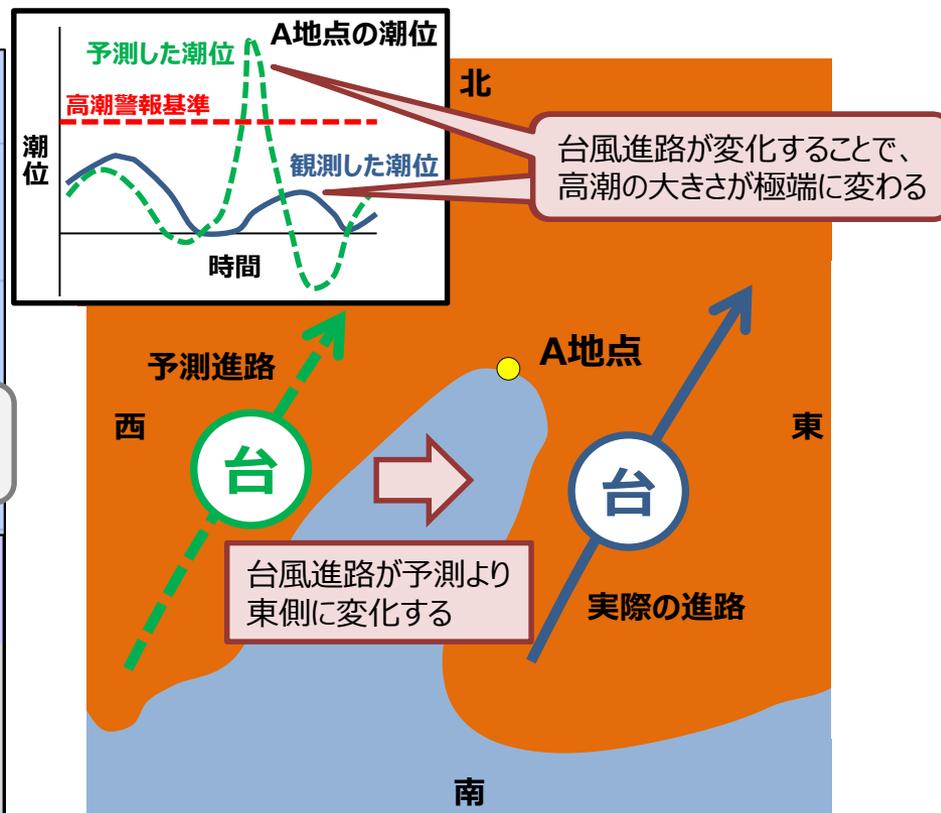
※ 高潮特別警報・警報・注意報の扱いに変更はない。

高潮について、[高][中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1となります。

- 高潮の大きさは台風進路のわずかな変化で極端に変わり、警報級の高潮が予測されても、その後の台風進路によっては実際には警報級の高潮とならない場合があります。
- このように高潮の量的予報は不確実性が大きいことから、**早期注意情報の中で、高潮の量的予報の提供は行いません。**
- 高潮の量的予報は最新の警報・注意報や気象情報などで確認してください。



台風進路予報の例



台風進路の変化による高潮の大きさの変化

6. 近畿地方環境事務所

- 気候温暖化に伴う局地的豪雨の増加による影響を把握し、その(人的・物的)被害を軽減するために、関係者連携による広域アクションプランの立案を目指すもの。そのための分科会を開催・運営する。
- 滋賀県、京都府及び関係市町村、大阪府、和歌山県、京都市、大阪市等(環境部局に加え、防災・危機管理系部局の参加を要請中)

事業メニューの内容、イメージ

< 推進体制 >



事業メニューの実施事例

ゲリラ豪雨対策分科会の設置

テーマ：局地的大雨による市街地水災リスク増大への適応

気候変動の影響により、局地的豪雨の頻度、強度が増してきており、将来的にはさらに激甚化することが予想されています。また、局地的豪雨による災害の頻度・程度が増しています。

近畿地域では、XRAINによる降雨の立体観測が高頻度で行われている優位性があります。そこで、局地的豪雨の増加による影響を把握し、その(人的・物的)被害を軽減するために、関係者連携とアクションプラン立案を目的とした分科会を設置。

・令和3年度は分科会を2回開催

8月3日(火):14時～16時

11月11日(木):14時～16時

⇒ 広域アクションプラン骨子案策定

事業メニューの効果

想定される適応アクション

広域連携での適切性、実行可能性・費用対効果の検証を踏まえ、以下の適応アクションについて主に検討を行う。

a.施設の豪雨対策状況整理

長期ビジョン：施設の豪雨対策状況評価と対策推進

3年間の目標：豪雨対策シートを配布し、施設評価の実施と対策の推進、対策事例の共有

手法：豪雨対策シートを配布し、施設管理者に自己評価と必要に応じた対策を進めてもらう。

b.豪雨関連情報の有効活用検討

長期ビジョン：豪雨関連情報の認知向上と有効活用促進

3年間の目標：豪雨関連情報を整理し、必要な情報を取捨選択してもらえる仕組み作り

手法：数多くある豪雨関連情報の整理と利用手引きの作成・配布を行う



【令和4年度予算（案） 810百万円（810百万円）】

気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応の取組を促進する。
- ③ 気候変動に脆弱な開発途上国において、能力強化や官民連携を通じて国際協力を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 将来の気象災害や感染症等に対する社会の強靱性を強化する。
- ⑥ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

2. 事業内容

- 気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- 環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。
 - ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
 - ・気候変動適応における広域アクションプラン策定事業
 - ・パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進
 - ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
 - ・気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靱性強化事業
 - ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

○パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進

気候変動に脆弱な国や地域の喫緊課題に応じ、本邦民間事業者の優れた適応要素技術の活用を図ることで、パリ協定適応世界目標実現に向けた国際協力を推進する。

① **パリ協定気候変動適応世界目標達成のための官民連携**
官民連携により本邦民間事業者の優れた適応の要素技術と気候変動リスク情報を適切に組み合わせることで、適応国際協力パッケージとして整理し、その活用を図る。

② **AP-PLAT能力強化とパートナー連携**
AP-PLATパートナー機関と連携し、気候変動適応事業の実施を推進するための人材能力強化を行う。

③ **二国間適応国際協力事業の実施**
気候変動に脆弱な国や地域における強靱な社会の実現を支援する。





【令和4年度予算(案) 2,000百万円(5,000百万円)】
【令和3年度補正予算額 7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害や感染症に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①: 防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2型設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助^{※2}。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)

※2 補助率は、都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島:2/3 (注)共同申請する民間事業者も同様

※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWhを補助(上限あり)。

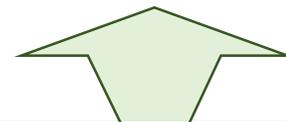
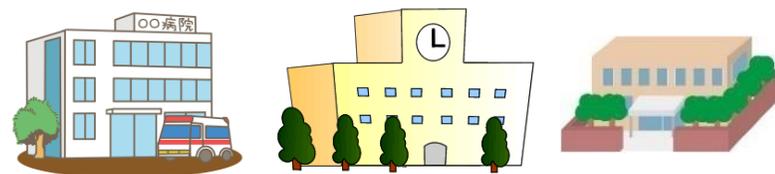
②: 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2(上限:500万円/件)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等(エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定)
- 実施期間 令和3年度~令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



③省CO2型設備等





データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予測される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月25日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

① 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

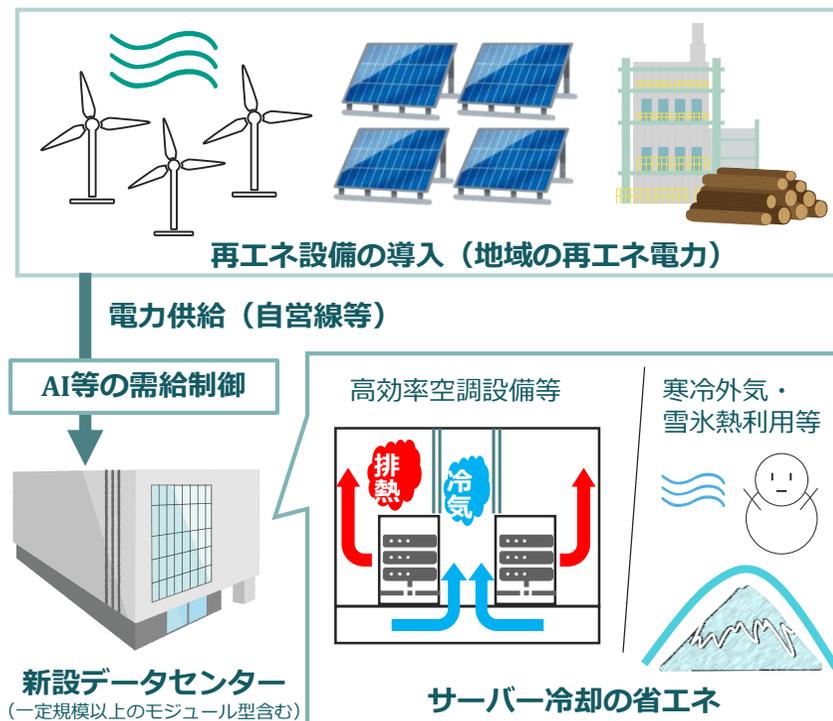
2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけではなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業（補助率1/2）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



(1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2/3～1/2（上限5億円）② 3/5～1/3（上限5億円）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

(2) 既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(2) 既存建築物のZEB化支援事業

① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2 / 3（上限5億円））
- 補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和4年度予算（案） 4,450百万円（4,450百万円）】

【令和3年度補正予算額 1,500百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④上記に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）、V2Hの導入等
- ⑤既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例

①低層ZEH-M



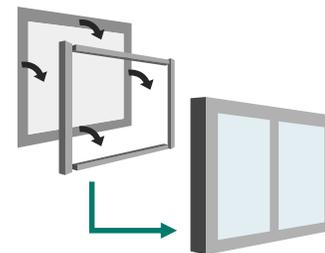
②中層ZEH-M



③高層ZEH-M



④蓄電池、CLT（Cross Laminated Timber；ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。）



⑤断熱窓への交換



地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

1. 事業目的

- 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

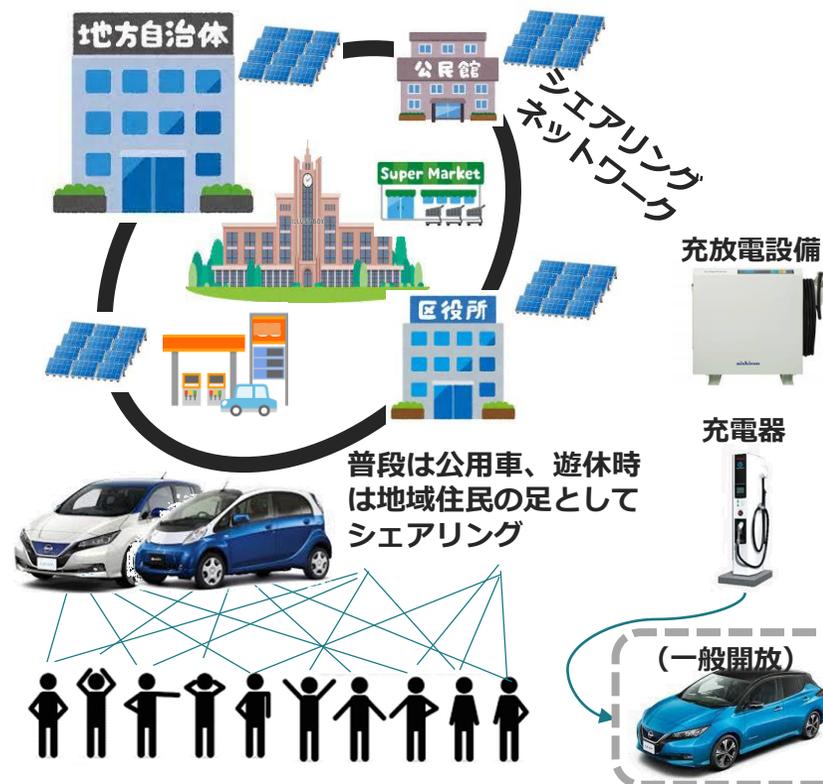
2. 事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
- また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化※し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。
- ※ 民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2、1/3、定額 ※一部上限あり)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和4年度予算（案） 8,613百万円（8,613百万円）】

【令和3年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽等の整備促進を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だ約1,000万人が単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用しており、生活排水が未処理となっているため、水質汚濁の大きな原因となっている。このため、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき早期に合併処理浄化槽への転換を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独転換や汲み取り転換を促進する必要がある。改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて、効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業に対して交付金により支援を行う。令和4年度の新規拡充メニューは以下のとおり。

- ①くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事への支援
・転換に伴う便槽撤去費（上限額9万円）及び宅内配管工事費（上限額30万円）を助成
- ②公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進
・効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、中長期的な事業収支シミュレーション、効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、講習会・説明会等を行う事業（浄化槽整備効率化事業の拡充）
・公共浄化槽制度や法定協議会等の関与により管理の適正化・効率化が図られる個人設置の浄化槽を対象として長寿命化計画に基づき計画的な改築を行う事業

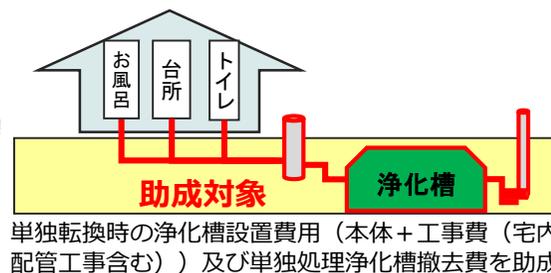
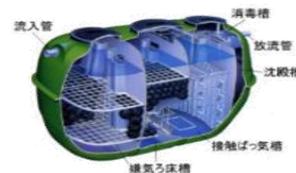
- ③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進
・資源循環の推進及び単独転換促進の観点から、洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽等として再利用する事業
・現行の単独処理浄化槽の撤去費用への助成額を上限に支援（上限額9万円）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



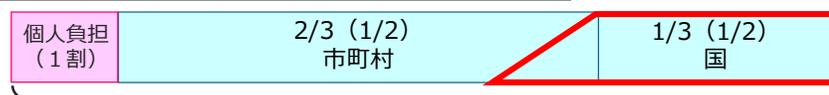
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）



助成対象額（10割）

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、 (3) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業



【令和3年度補正予算額 7,500百万円の内数】

平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活等が可能な独立型施設を支援します。

1. 事業目的

平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活が可能となる独立型施設（コンテナハウス等）の確立・普及を目指す。

2. 事業内容

(3) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

近年の激甚化する災害や感染症拡大など緊急時への対応の観点から、平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が可能となる再生可能エネルギー設備等を導入とあわせ、感染症等の発症時には応急施設・一時避難施設等として活用可能な独立型施設（コンテナハウス等）を支援し、地域の省CO2化・レジリエンス性能向上を目指す。

- 補助対象施設：一時避難場所、医療拠点、仮設宿泊施設等の緊急時は応急的な避難施設等として稼働し、平時は業務用施設等として活用するコンテナハウス、ムービングハウス等の独立型施設
- 補助要件：緊急時に応急施設・一時避難施設等として稼働する旨が地域防災計画または地方公共団体との協定等により位置付けられていること、再エネ設備・蓄電池・省エネ型の第一種換気設備を導入すること、一定の断熱性能を有すること等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入した平時の省CO2化と感染症発症時の一時避難生活が可能な独立型施設の実現と普及拡大を目指す



【令和4年度予算(案) 305百万円(296百万円)】

【令和3年度補正予算額 609百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。令和2年7月豪雨等の課題を踏まえ、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを進めていきます。

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

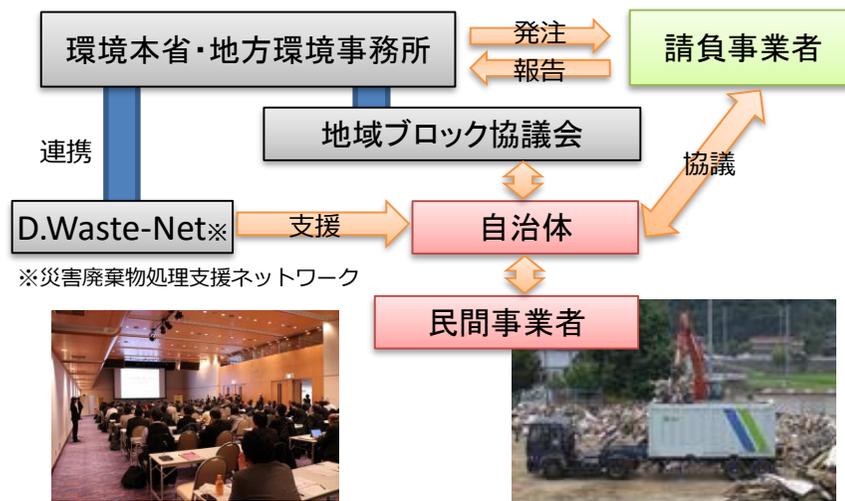
- (1) 災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
- (2) 地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (3) 全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



一般廃棄物処理施設の整備



【令和4年度予算(案) 49,442百万円 (54,128百万円)】

環境省

【令和3年度補正予算額 47,600百万円】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

4. 施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避



廃棄物発電電力を災害時の非常用電源として有効活用



【令和4年度予算(案) 200百万円(200百万円)】

【令和3年度補正予算額 8,511百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

災害(降雨、暴風、高潮、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害)及びその他の事由により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を支援することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

2. 事業内容

(1) ごみ処理

市町村(一部事務組合、広域連合を含む。)が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

(2) し尿処理

市町村(一部事務組合、広域連合を含む。)が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処別に係る事業(災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。)に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業(補助率1/2)
- 補助対象 市町村等
- 実施期間 昭和49年度～

4. 補助対象



①片付けごみの収集・運搬及び処分



②損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分



③仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分



【令和4年度予算(案) 30百万円 (30百万円)】

【令和3年度補正予算額 978百万円】

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援します。

1. 事業目的

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の復旧を支援をすることにより、円滑な廃棄物処理を図ることを目的としている。

2. 事業内容

地方公共団体等が行う、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2）
- 補助対象 地方公共団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 補助対象

施設全体に被害・運転停止



復旧・運転再開

災害復旧
事業





【令和4年度予算(案) 8,332百万円(8,332百万円) 環境省】
 【令和3年度補正予算額 5,444百万円】

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による効率的な施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 訪日外国人を含む観光利用者の受入環境の向上により、コロナ禍で疲弊した地域及び国民の状況改善に貢献
- ③ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生
- ④ 自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ⑤ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業
- ・ 自然公園施設等の防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 自然公園等施設における炭素削減の推進
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：利用施設の整備



国立公園の利用拠点におけるビジターセンターの整備

事例2：炭素削減+防災対策の実施



利用施設における再生可能エネルギーの導入と蓄電池の設置による非常時における電源の確保

事例3：登山道の浸食防止

施工前



施工後





【令和4年度予算（案） 36百万円（ 36百万円）】

里地里山での持続可能な活動の支援・普及を通じて、自立分散型・循環型社会の拠点づくりを推進

1. 事業目的

- ① 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動を支援
- ② 里地里山を新しい視点で活用する多様な主体の連携促進

2. 事業内容

「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月閣議決定）では、里地里山の管理不足が生物多様性上問題であり、保全活動の取組への支援や都市住民、事業者なども含めた地域全体で支える新たな仕組みづくりが必要とされている。

こうした状況を踏まえ、人々の暮らし方の変化も踏まえた、里地里山における生物多様性に配慮した持続可能な活動を支援・普及する。

※里地里山の保全・活用に関する先進的・効果的な活動であって、自然体験・教育、資源活用、雇用創出等



里山×教育・体験

森のようちえん、子どもキャンプ、自然学校、自然体験イベント、人材育成



里山×観光物産

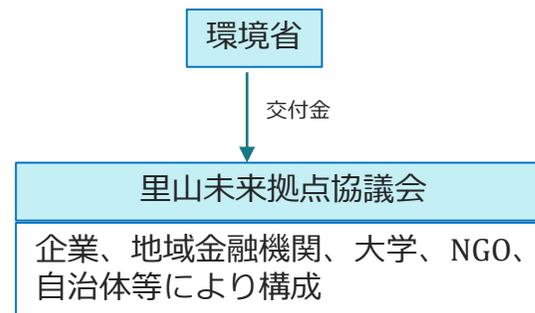
狩猟ツアー、暮らし体験、トレイル・フットパス、生き物ブランド、ジビエ、竹製品、自然共生型フェス

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は3/4）
- 交付対象 民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～

4. 事業イメージ

■ 里山でやるべきこと = 里山を生活の中に取り戻していくこと





流域の遊水機能を強化するなど、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めます。

1. 事業目的

以下の取組を実践するための手引きを作成し、流域全体での遊水機能強化による防災・減災対策の社会実装を図る。

- ①流域単位での自然生態系が持つ防災・減災機能を検証し、その活用に向けた具体的方策を提示する。
- ②生態系機能ポテンシャルマップ等、流域単位での防災・減災と地域の生態系保全を念頭においた自然調和型の地域づくりに資する材料を提供する。

2. 事業内容

生態系を活用した気候変動への適応や防災・減災等の手法は、地域社会において自然環境と経済及び社会の統合的向上を図る重要な手段である。

令和元年東日本台風の被災地では、例えばラムサール条約湿地である渡良瀬遊水地で貯水機能が発揮され、首都圏の洪水被害防止に貢献するなど、生態系が有する防災・減災の機能に注目が集まっている。本事業では、かつての氾濫原や湿地を再生し、流域全体での遊水機能を強化することによる防災・減災の手法についてその有効性を検証し、地域における実装を進める。

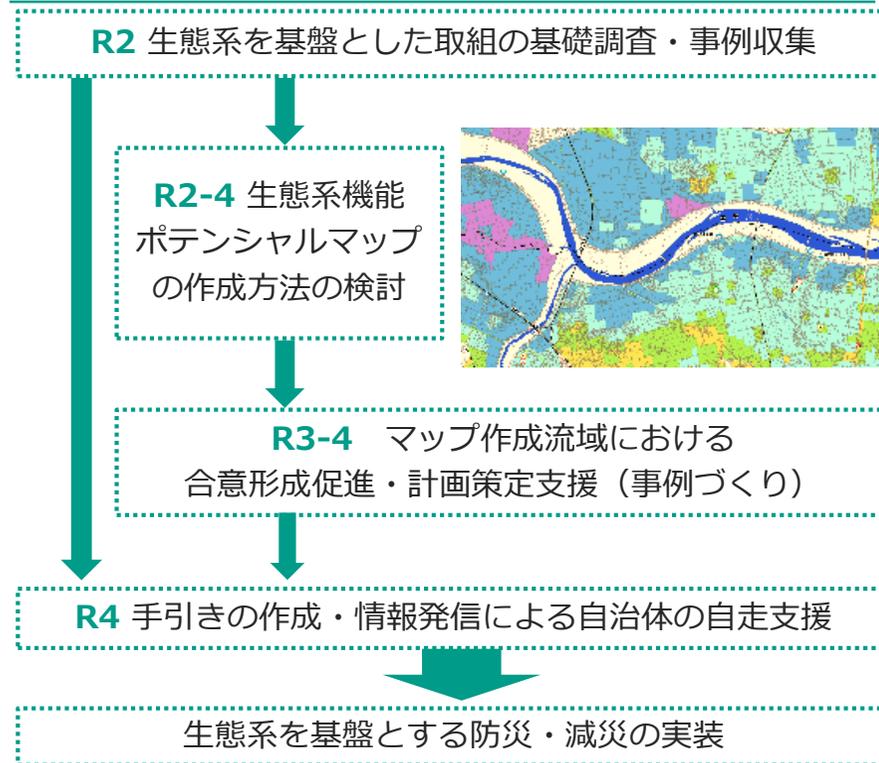
〔事業内容〕

①生態系機能ポテンシャルマップ（旧湿地・氾濫原を湿地・氾濫原等に戻した場合の保水力や生物多様性保全効果の評価）の作成方法の高度化検討、②マップ作成流域におけるマップ活用に向けた合意形成促進・計画策定支援、③技術的な情報をまとめた自治体職員向けの手引きの策定、情報発信

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等
- 実施期間 令和2年度～4年度

4. 事業イメージ





グリーンボンド等の発行等支援を行う者を登録・公表し、発行等に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

- ① グリーンボンド、グリーン性を有するサステナビリティボンド、グリーンローン(以下、グリーンボンド等)の自律的な市場形成・発展に向けて、発行・調達支援体制を整備する。
- ② グリーンボンド等の発行等・投融資を促進することで、グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラル達成のためには、民間資金を脱炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠。その有効なツールとして我が国においてもグリーンボンド・サステナビリティボンド・グリーンローン等の発行等事例は増えてきているものの、通常の債券発行/借入手続きに加え、グリーンボンド等フレームワークの検討・策定・運用・評価が必要となることから、グリーンボンド等の発行等支援体制を整備し、グリーンボンド等の発行等・投融資を促進することで、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

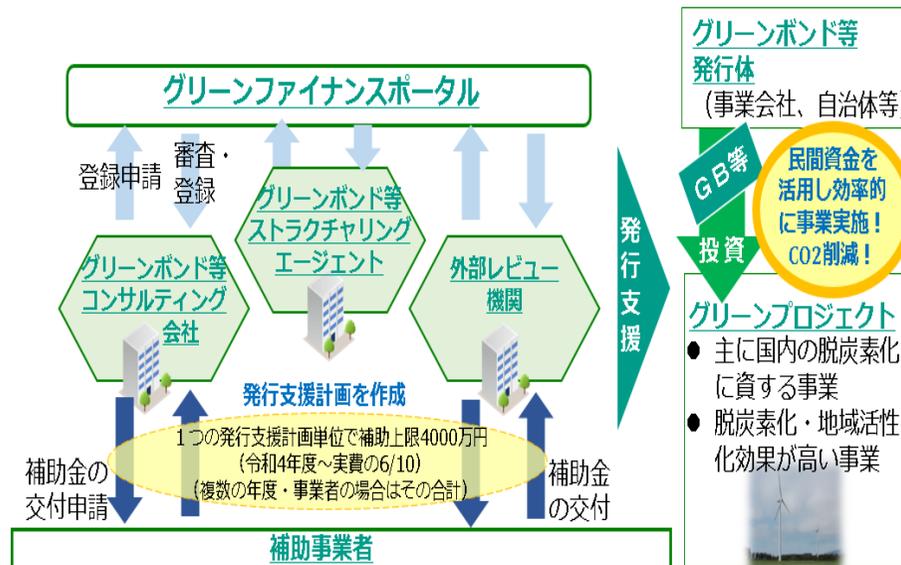
- ・ グリーンボンド等の発行等支援を行う者の登録・公表を行う。
- ・ グリーンボンド等の発行等を行おうとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 非営利団体等
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

- 事業形態 間接補助事業（補助率6 / 10、上限40百万円）
- 補助対象 民間事業者・団体等（登録を受けた発行等支援者）
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ



7. 森林研究整備機構 森林整備センター

<事業の目的>

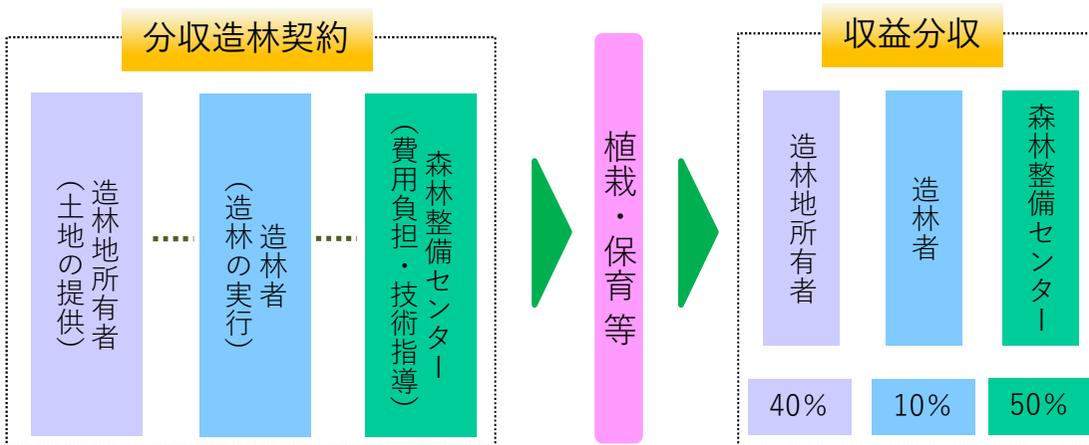
水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、分収造林契約方式により造林地所有者が土地を提供し、造林者が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理を行い、森林整備センターが費用の負担と技術指導等を行うことで、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。

<事業の内容>

水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化によりピーク流出量の発生時間を遅らせる等、流域治水を強化促進します。

<事業の内容>

1. 事業の仕組み



2. 契約の要件等

<対象地>

水源かん養保安林、水源涵養の目的を兼備する土砂流出防備保安林もしくは土砂崩壊防備保安林のいずれか（いずれも予定地でも可。）

<位置>

- ① 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域
- ② ダム、水道施設（簡易水道を含む。）、農業用水施設の上流域など

<事業イメージ>

3. 水源林造成事業対象地のイメージ



無立木地

散生地

粗悪林相地

4. 水源林造成事業実施イメージ



針交混交林

育成複層林

森林の公益的機能を高度に発揮させ、流域保全の取組を強化する観点から、一定の要件を満たす「面的水源林整備区域」に存する被災リスクの高い標準伐期齢以上の森林を対象として分収造林契約を締結し、既存の水源林造成事業契約地と一体的に整備する。

なお、整備に当たっては、育成複層林へ誘導するための更新伐からスタートし、新植及び保育を実施する。

事業の対象地

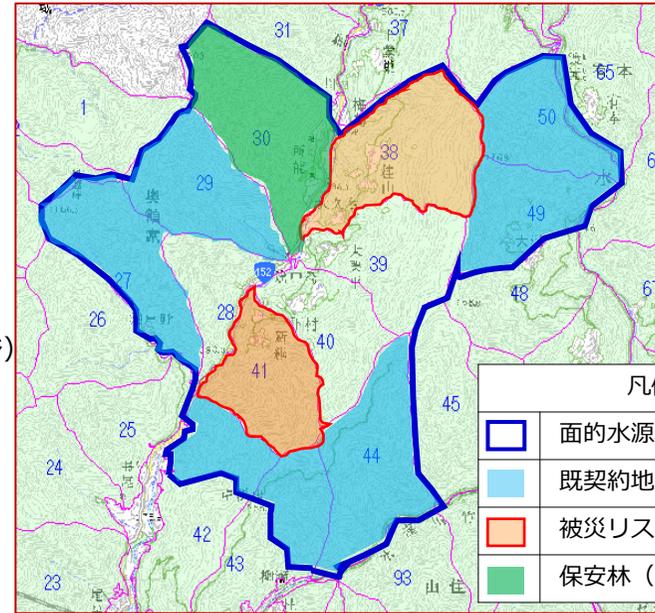
通常的水源林造成事業の要件に加え、次の1～3のすべての要件を満たすこと

- 次のすべてに該当する「面的水源林整備区域」であること
 - 区域内の水源林造成事業の既契約地の面積がおおむね100ha以上
 - 区域内のおおむね5割以上が、既契約地又は1～3号保安林※¹であること
- 次のいずれかに該当する※²被災リスクの高い森林であること
 - 収量比数が0.8以上であること
 - 形状比が80以上であること
- 標準伐期齢以上であること

※¹ 予定地も含む。

※² 5年以内に該当することが見込まれるものも含む。

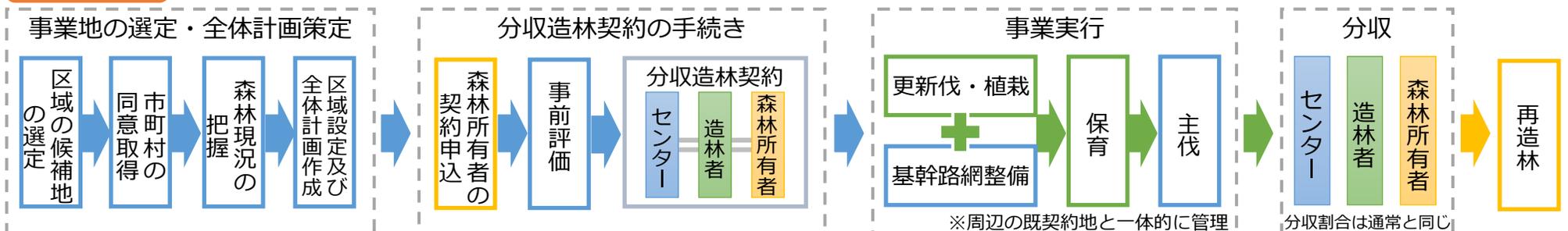
対象地（イメージ）



被災リスクの高い森林（イメージ）



事業の流れ

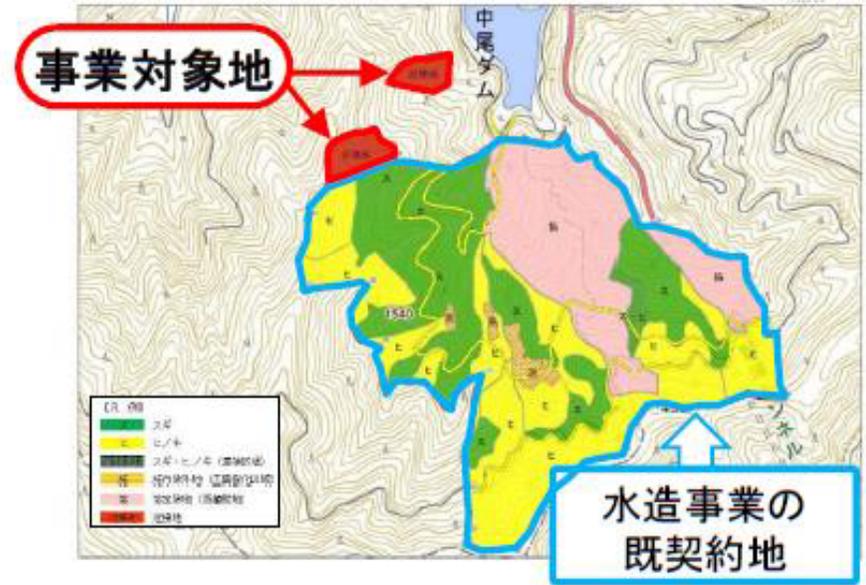


主な実施者 □: センター □: 造林者 □: 森林所有者

水源環境林整備事業 (平成29年度～)

事業対象地

- ・水源かん養保安林（又は同予定地）、水源涵養の目的を兼備する土砂流出防備保安林（又は同予定地）若しくは土砂崩壊防備保安林（又は同予定地）のいずれかであること。
- ・森林整備が必要な育成途上の森林であること。
- ・分収造林契約地と同一の林班又は分収造林契約地を含む林班と隣接する林班内の森林であること。（林班：地域森林計画における林班）
- ・次のいずれかの箇所に該当すること。
 (ア) 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域
 (イ) ダム等の上流域等



費用負担割合

森林整備センターの負担は事業費の9/10
 森林所有者の負担は事業費の1/10

事業の流れ

事業地の選定

- 事業の要請等
- 現地調査
- ※要件の確認
- ※森林所有者との協議等

協定の締結

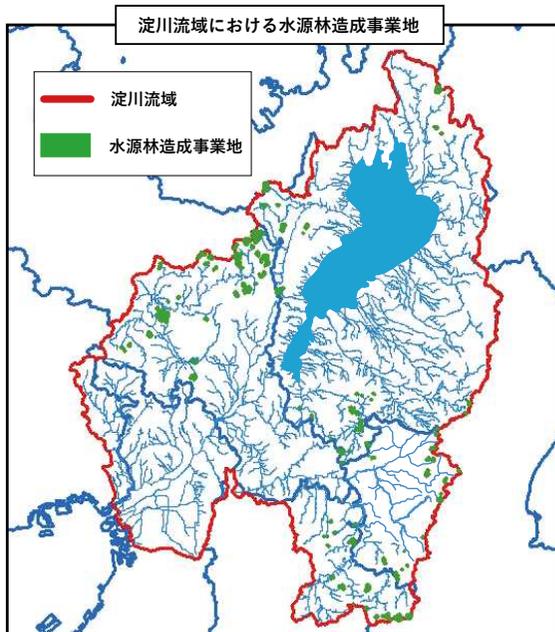
- 事前評価（林野庁）
- 森林所有者との協定の締結

事業実行

- 入札等の手続き
- 森林所有者負担分の納付
- 請負者による施業実施

協定の終了

- 淀川流域における水源林造成事業地は、約190箇所（森林面積 約4,100ha）であり、水源林造成事業の実施主体となる造林者（地域の森林組合や林業事業体等）と共に、更なる森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、令和3年度においては、約260haの森林整備を実施、間伐事業においては流木災害防止の観点から間伐材等を林外へ積極的に搬出、販売し有効利用を図っています。
- また、水源かん養や土砂の流出防止など森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、新植時の針広混交林への造成また群状又は帯状の育成複層林誘導伐の実施により、複数の樹冠層を有する育成複層林の造成を積極的に推進しています。



令和3年度 淀川流域内における水源林造成事業地の森林整備状況

(令和4年3月18日現在)

流域	分会	府県	市町村	施業	新植等	保育事業	保育事業のうち間伐事業
淀川	京都府域	京都府	京都市			12	
			亀岡市		4		
			南丹市		4	88	
	木津川上流	京都府	南山城村			11	11
			宇陀市			32	
			御杖村			50	50
		奈良県	山添村			7	7
			三重県	名張市			11
	琵琶湖	滋賀県	伊賀市			14	14
			甲賀市			22	22
大津市					8		
計					8	255	104



エリートツリーの植栽
(亀岡市)

搬出間伐の取組



育成複層林 (南丹市)



8. 近畿地方整備局 建政部

都市安全確保拠点整備事業

○事業概要

洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の枠組みを創設し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を支援する。

○交付対象事業

- 1) 都市安全確保拠点整備計画の策定 ①計画作成費、②コーディネート費
- 2) 特定公益的施設の整備 (いずれも購入費を含む)

都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設における特定公益的施設のうち、以下の施設の整備を支援

-  **災害対応施設** (備蓄倉庫等)
災害時の用にのみ供する施設 (平常時：利用なし)
-  **特定避難支援施設** (医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等)
災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設 (平常時：公益的利用)
(医療施設・社会福祉施設・子育て支援施設・高次都市施設は事業費30億円が上限)
-  **その他安全確保施設**
災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分

- 3) 公共施設の整備
- 4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化
- 5) 特定公益的施設 (※) 及び公共施設の用地取得 ①用地費、②補償費
(※) 特定公益的施設のための建築物に限る

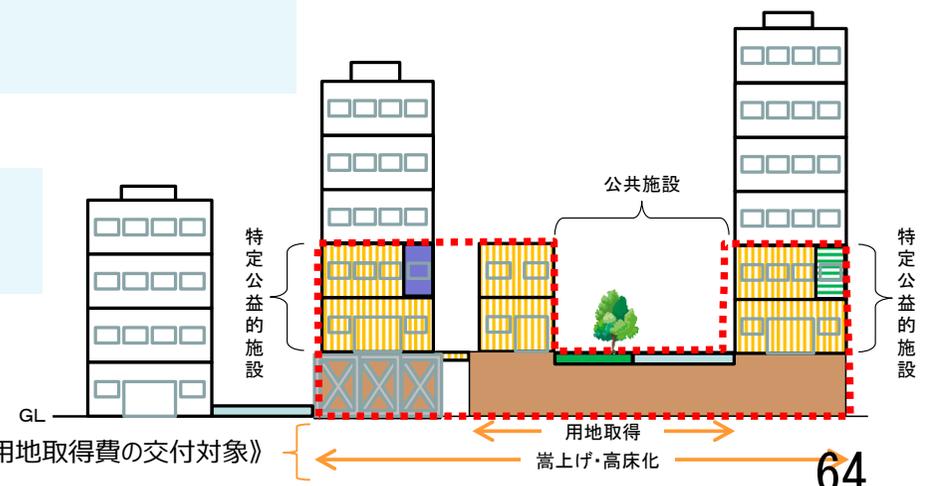
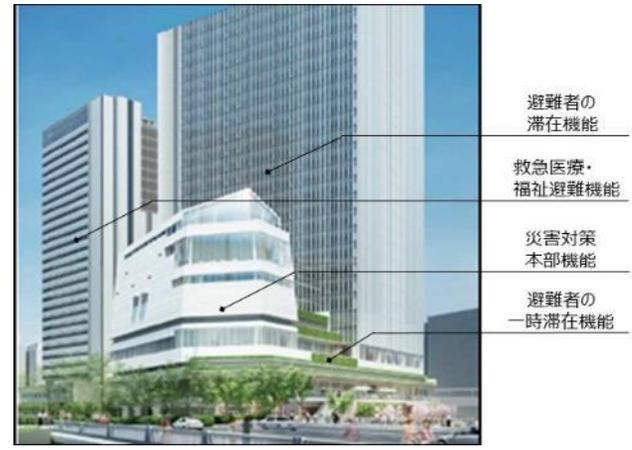
○地区要件

・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内 (DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域)
※ 1 市区町村あたり10haまで

○交付対象事業者、基本国費率

・交付対象事業者：地方公共団体 (間接交付含む)
・基本国費率：1/2 (国)

【特定公益的施設のイメージ】



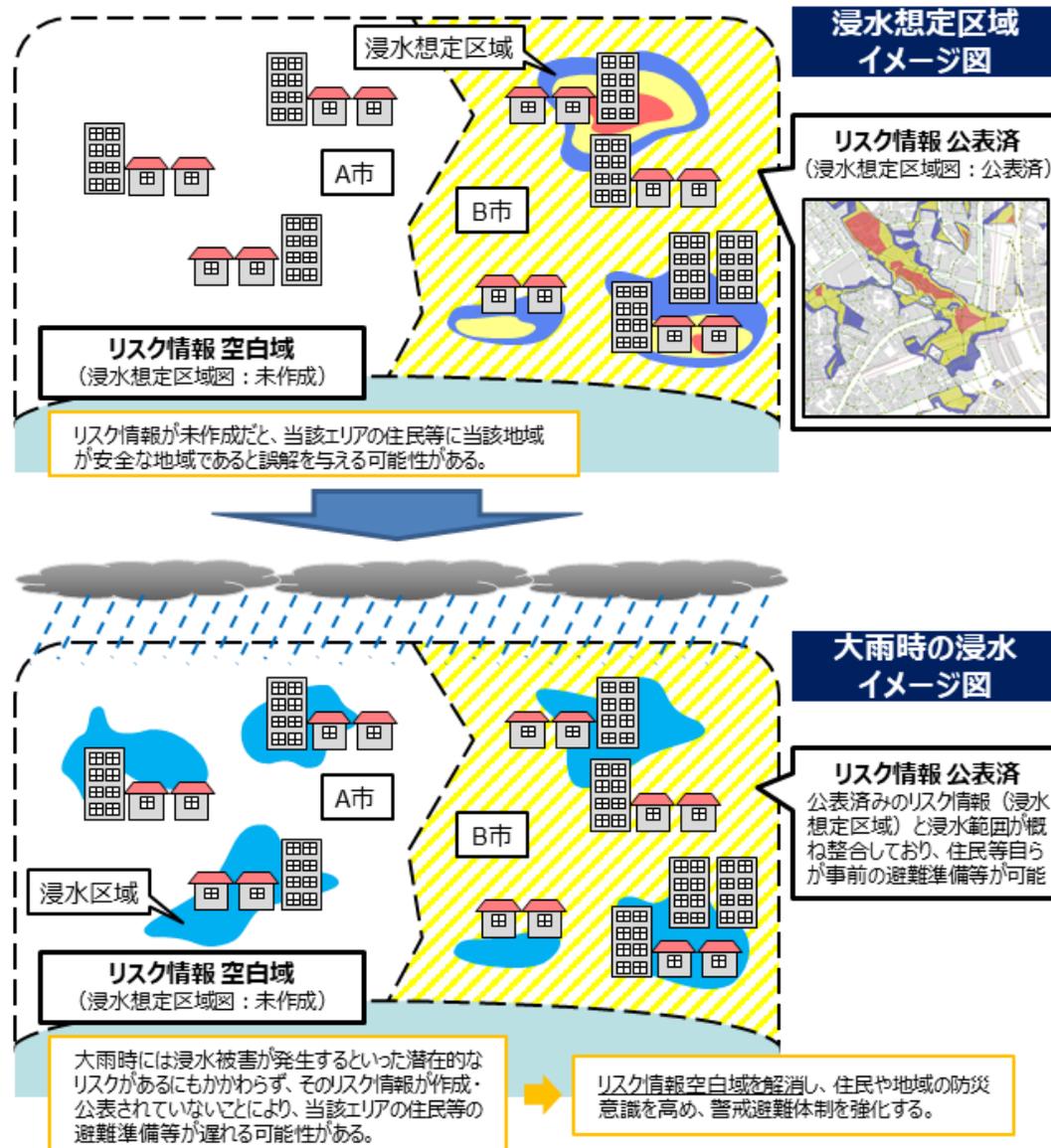
内水浸水リスクマネジメント推進事業の創設

背景

- 気候変動の影響により、大雨等が頻発し、内水氾濫による浸水被害が発生するリスクが増大。
- 水防法改正により、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図等の作成が必要となるエリアが大幅に拡大。
- 内水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促進するとともに、さらなる雨水対策の加速化に向けて、支援が必要。

概要

- 浸水シミュレーション等による内水浸水想定区域図等の策定や住民避難のための情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定等を支援



9.近畿地方整備局 河川部

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践

○特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発（例）西日本豪雨（H30）、東日本台風（R1） など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める
計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より予算の重点化
遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より予算・税制支援
浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進



など

特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

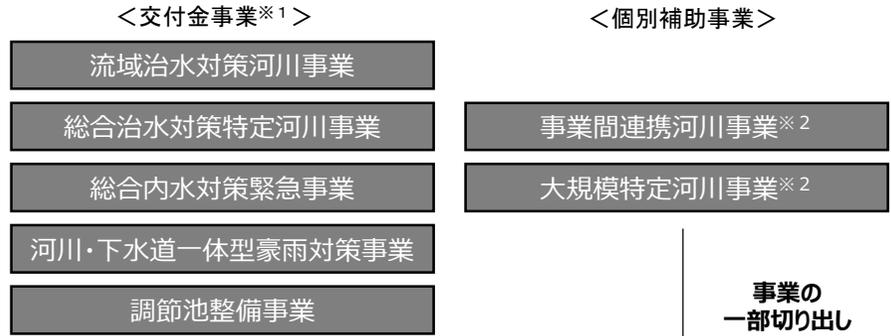
※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践

○本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域（特定都市河川流域）における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



個別補助事業への移行

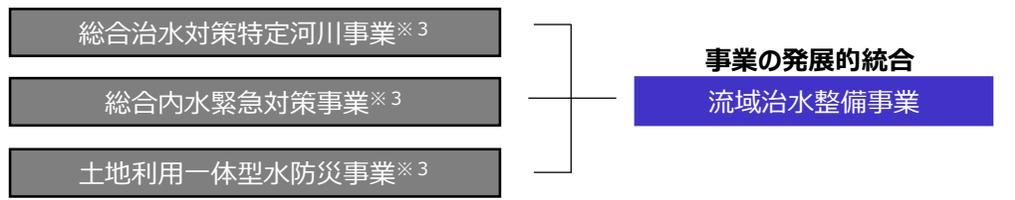
特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2（個別補助事業）	1/3（通常） ⇒ 1/2（個別補助事業）

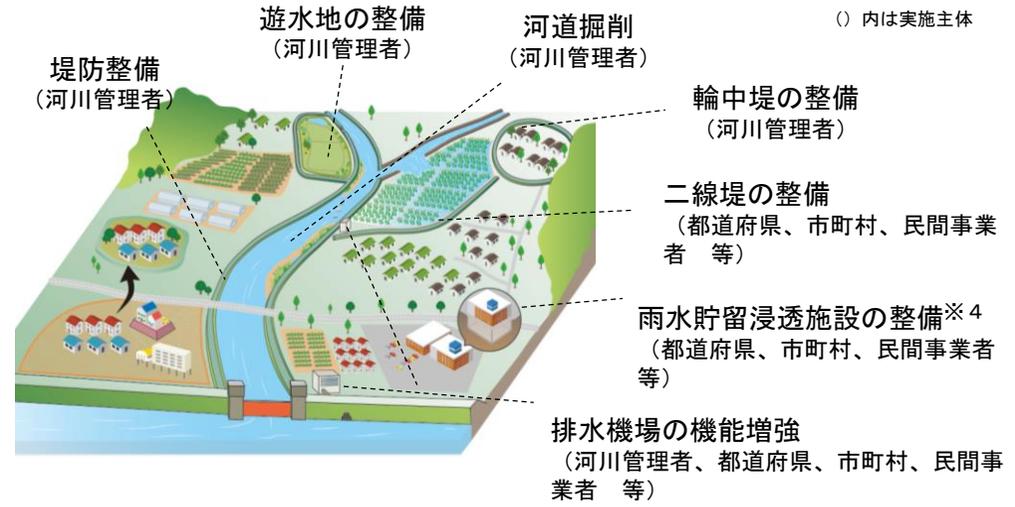
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）
 実施主体市町村、都道府県、民間事業者等、国庫補助率：1/2（指定区間内の一級、二級で市町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県等が四分の一を目安に負担するものに限る）
 その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税（課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする）

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

○特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の居住を避ける

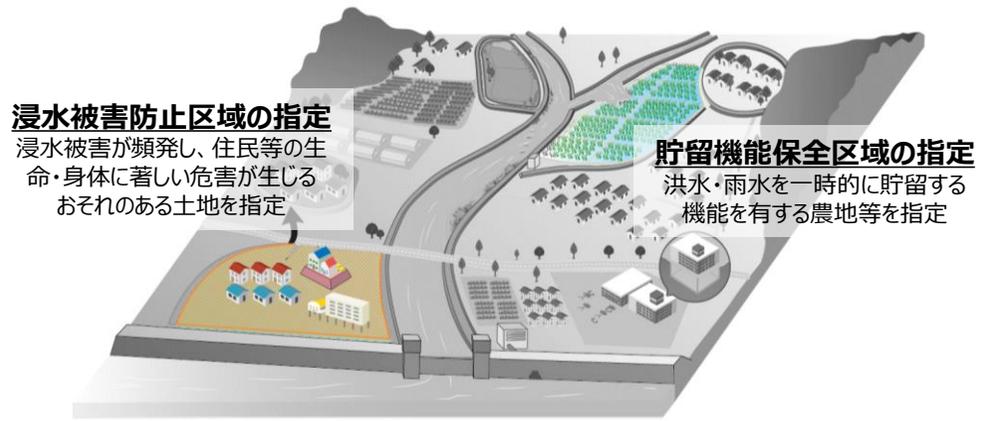
浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に居住する場合にも命を守る

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの移転を促す

防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止



特定都市河川流域における土地利用

移転や改修への支援制度

〔防災集団移転促進事業〕【都市局所管事業】
 浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1
 ○ 令和3年度より災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
 ○ 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

〔がけ地近接等危険住宅移転事業〕【住宅局所管事業】
 がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い区域からの住宅の移転を支援※2
 ○ **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

〔災害危険区域等建築物防災改修等事業〕【住宅局所管事業】
 災害危険区域等において、既存不適格の住宅及び建築物(避難所等に限る)※3の浸水対策改修等への助成を支援
 ○ **令和4年度より**災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加

※1：住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担（地方財政措置を含む）
 ※2：許可基準に満たない住宅の移転費等を助成
 ※3：浸水被害防止区域においては、許可基準に不適当な既存の住宅及び社会福祉施設等

農地等の貯留機能の活用の推進

令和4年度より、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る**固定資産税等への特例措置**(課税標準を2/3～5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする)を設ける。

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間による二線堤の築造等への支援(再掲)
 ・国庫補助率の嵩上げ(1/3※4⇒1/2)



※4：民間事業者による整備は令和4年度より新規創設

大和川流域水害対策計画(素案)の概要

令和4年3月25日

国土交通省近畿地方整備局

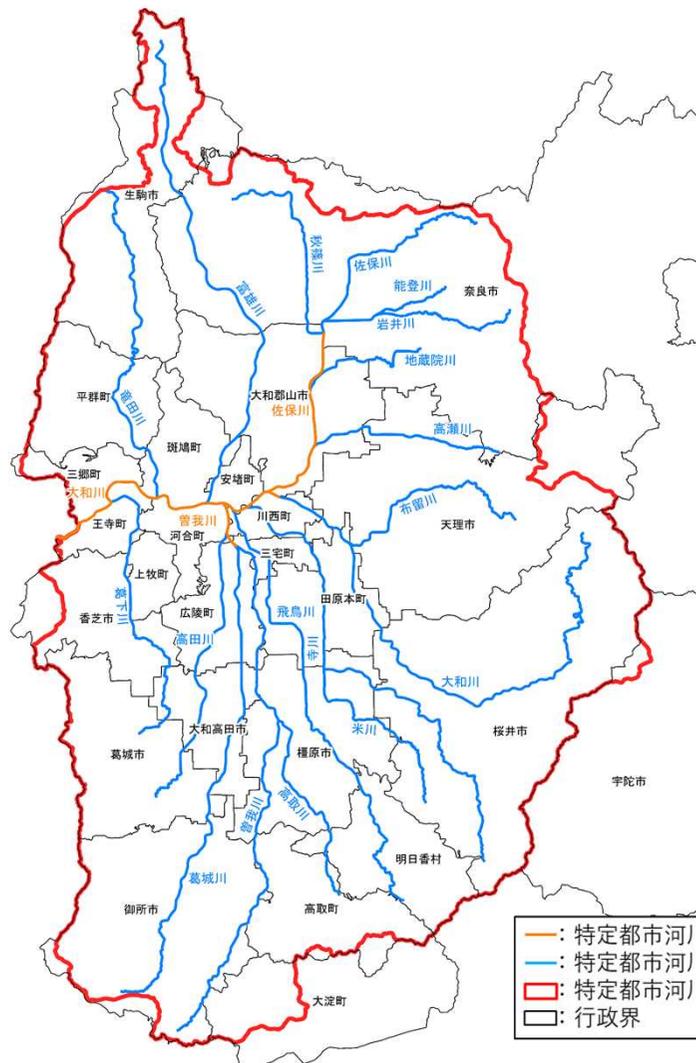
奈良県

**奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、
桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、
宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、
川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、
上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町**

特定都市河川の指定

大和川水系大和川等を特定都市河川に指定（令和3年12月24日）

河川区間：大和川水系大和川（奈良県内）他 計18河川
 流域面積：712km²（流域を含む市町村の数 25）



【流域市町村】

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、
 橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、
 葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、
 安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、
 明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、
 大淀町

【指定河川】

大和川、佐保川、竜田川、富雄川、岩井川、
 秋篠川、地藏院川、高瀬川、能登川、
 布留川、寺川、飛鳥川、米川、曾我川、
 葛下川、葛城川、高田川、高取川

図 指定河川の区間及び流域

主要洪水

- 大和川流域では過去に大規模な浸水被害が発生しており、特に昭和57年8月の梅雨前線、台風10号及び台風9号崩れの低気圧に伴う降雨による洪水では、全半壊、床上、床下浸水による被害家屋が約10,000戸を超え戦後最大の洪水被害となった。また、近年においても平成7年、平成11年、平成19年、平成29年の洪水等で、100戸を超える浸水被害が生じており、特に亀の瀬狭窄部上流域や奈良盆地の地盤が低い地域で繰り返し浸水被害が発生している。
- 昭和6年から7年には亀の瀬狭窄部における大規模な地すべりに伴い、大和川の河道が閉塞し、上流部では氾濫被害が発生している。

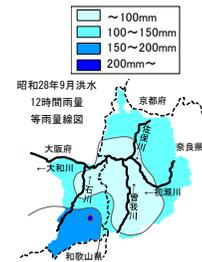
過去の浸水被害の状況

発生年月	発生原因	柏原上流域 12時間雨量 (mm/12hr)	被害状況(戸)			
			死者・行方不明者	家屋全・半壊	床上浸水	床下浸水
昭和6年 9月	亀の瀬 河道閉塞	-	亀の瀬地すべりにより、河床が9m以上隆起したことで河道が閉塞され、上流部で浸水被害が発生。(地すべりは、昭和6年9月ごろから発生、昭和7年11月にほぼ収束)			
昭和28年 9月	台風13号・前線	106	11	1,169	2,205	8,444
昭和31年 9月	台風15号・前線	106	2	17	559	3,642
昭和40年 9月	台風24号・前線	104	-	10	891	2,700
昭和42年 3月	亀の瀬	-	亀の瀬地すべりにより、大和川対岸の国道25号が1.3m以上隆起し、大和川の川幅を1m狭めるなどの被害が生じた。			
昭和57年 8月	台風10号・前線 台風9号崩れ低気圧 戦後最大洪水	146	-	256	2,983	7,387
平成7年 7月	梅雨前線	101	-	1	211	2,179
平成11年 8月	低気圧	133	-	2	23	211
平成19年 7月	低気圧	90	-	2	101	1,030
平成25年 9月	台風18号	117	-	1	1	24
平成26年 8月	台風11号	137	-	0	1	54
平成29年 10月	台風21号	155	-	1	78	180
平成30年 7月	梅雨前線	99	1	1	1	19

昭和28年9月洪水

■佐保川が氾濫、奈良市で浸水被害が発生

洪水被害状況	
流量 (柏原地点)	1,800m ³ /s
床上浸水	2,205戸
床下浸水	8,444戸



流された橋梁

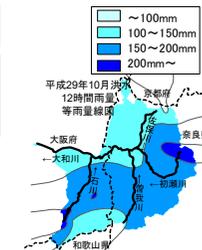
柏原市付近



平成29年10月洪水

■本川及び支川からの溢水、支川の内水による浸水被害が発生

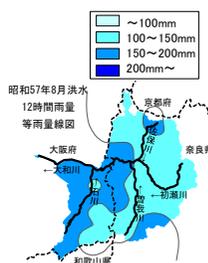
洪水被害状況	
流量 (柏原地点)	3,200m ³ /s
床上浸水	78戸
床下浸水	180戸



昭和57年8月洪水

■初瀬川の破堤、佐保川等支川の溢水や内水により広域で浸水被害が発生

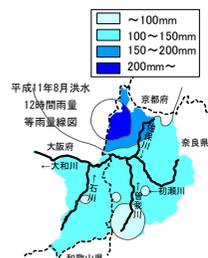
洪水被害状況	
流量 (柏原地点)	2,500m ³ /s
床上浸水	2,983戸
床下浸水	7,387戸



平成11年8月洪水

■支川の内水による浸水被害が発生

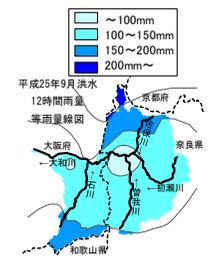
洪水被害状況	
流量 (柏原地点)	1,700m ³ /s
床上浸水	23戸
床下浸水	211戸



平成25年9月洪水

■支川の内水による浸水被害が発生

洪水被害状況	
流量 (柏原地点)	2,200m ³ /s
床上浸水	1戸
床下浸水	24戸



王寺駅付近

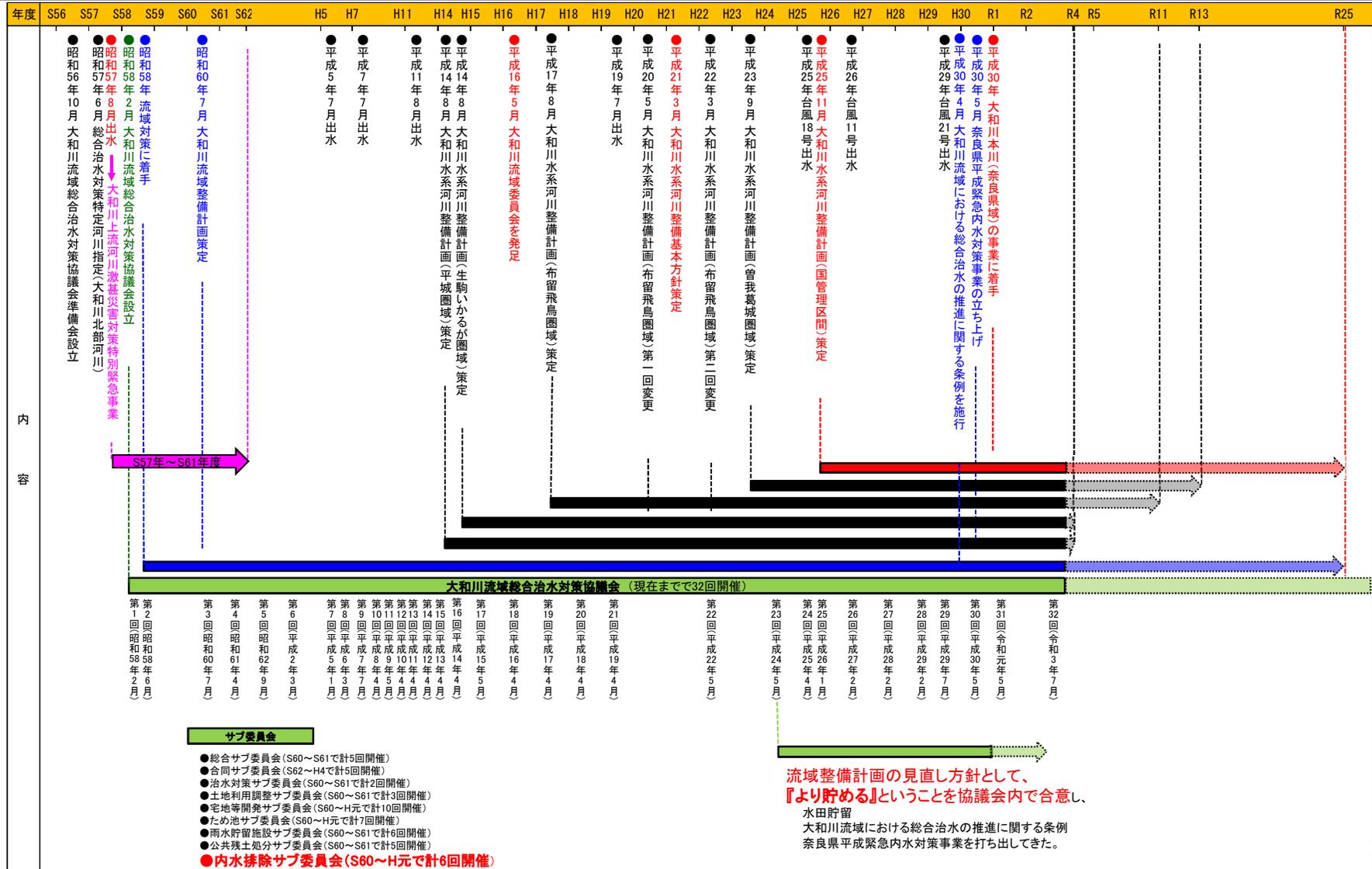


王寺町付近



治水対策(総合治水)の経緯

●大和川流域では昭和57年に、北部河川(佐保川、竜田川、東生駒川、富雄川、岩井川、秋篠川、地藏院川)が建設省河川局長(当時)通知(建設省河計発第37号)に基づく「総合治水対策特定河川」の指定を受け、治水施設の積極的な進捗と流域の持つ保水・遊水機能の適的な維持の実施を図るため、奈良県内の市町村と奈良県、建設局(当時)により、昭和58年2月に「大和川流域総合治水対策協議会」を設置し、昭和60年7月に「大和川流域整備計画」を策定した。
以降、現在に至るまで30回を超える協議会を開催し、流域全体で水害に強いまちづくりを推進してきた。



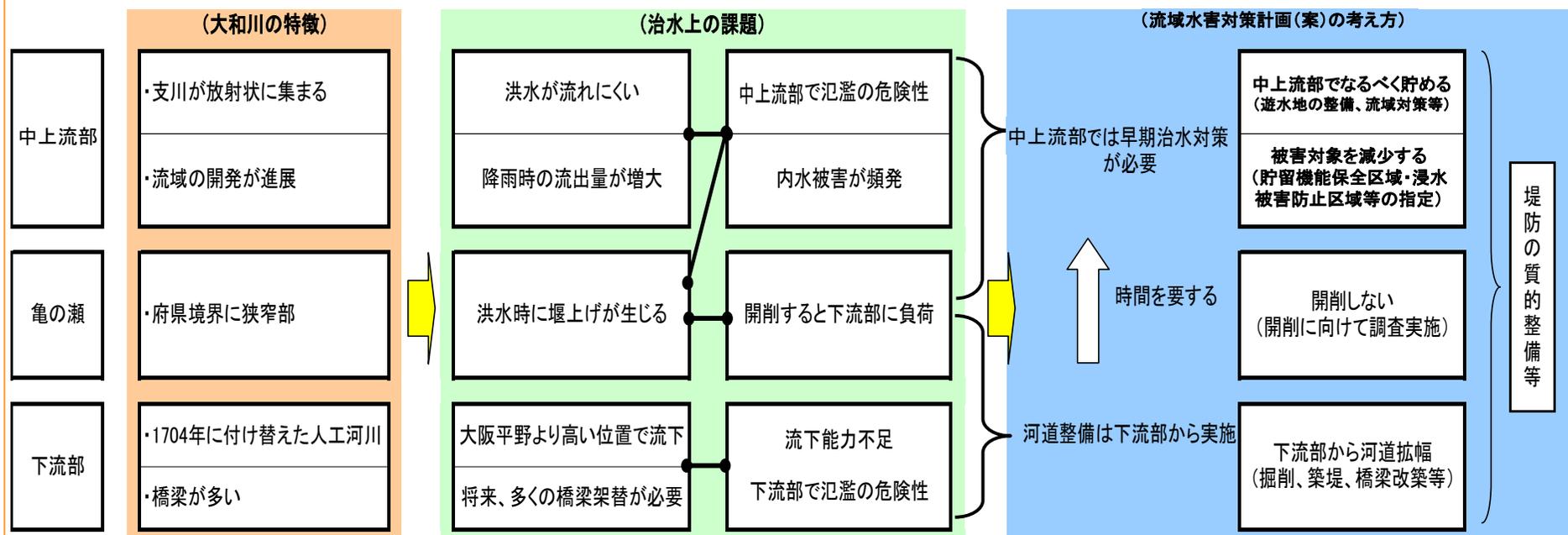
大和川流域水害対策計画(素案)のポイント

- 上下流の特徴や治水上の課題を踏まえ、流域全体の安全度の向上を図る
- また、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化を踏まえ、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。
- このため、優先的に浸水被害の解消を目指す重点地区については、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、雨水貯留施設等の整備を実施（平成緊急内水対策事業）するとともに、流域全体については、昭和57年8月の降雨を当面20年間における都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させる。
- また、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制（浸水被害防止区域の指定）等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。

1. 大和川流域水害対策計画(素案)の考え方

上下流の特徴や治水上の課題を踏まえ

流域治水により、流域全体の安全度の向上を図る。



流域水害対策計画に定める事項

特定都市河川浸水被害対策法 第4条第2項に基づき、流域水害対策計画に下記を定める。

- ①計画期間
- ②特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
- ③特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- ④都市浸水想定
- ⑤特定都市河川の整備に関する事項
- ⑥特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項（※ 該当なし）
- ⑦下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項
- ⑧特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
- ⑨雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- ⑩下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
- ⑪都市浸水想定のある区域における土地の利用に関する事項
- ⑫貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
- ⑬浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
- ⑭その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

①計画期間

- 河川整備計画（国、県）、下水道計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨（昭和57年8月の降雨）に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、本計画の計画期間を概ね20年とする。

〔計画期間の考え方〕

河川、下水道、まちづくりの計画期間を勘案

河川

「大和川水系河川整備計画(国管理区間)」(H25)における河川整備計画の対象期間は概ね30年であるが、策定後8年が経過しており、残りの期間が概ね20年である。また、奈良県の各圏域の河川整備計画期間は、概ね20年である。

【河川整備計画策定状況】

計画		計画策定	計画期間
国	大和川本川	H25.11	概ね30年
	平城圏域	H14.5	概ね20年
奈良県	生駒いかるが圏域	H14.2	概ね20年
	曽我葛城圏域	H23.9	概ね20年
	布留飛鳥圏域	H22.3	概ね20年

下水道

市町村が策定している下水道の雨水対策の全体計画目標は概ね20年である。

【下水道(雨水)全体計画策定状況】

市町村名	全体計画		
	策定年度	目標年度	計画期間
奈良市	平成29年度	令和17年度	19年
大和高田市	平成29年度	令和17年度	19年
天理市	平成29年度	令和17年度	19年
橿原市	平成29年度	令和17年度	19年
桜井市	平成29年度	令和17年度	19年
御所市	平成29年度	令和17年度	19年
生駒市	平成29年度	令和17年度	19年
香芝市	平成29年度	令和17年度	19年
三郷町	平成29年度	令和17年度	19年
王寺町	平成29年度	令和17年度	19年
広陵町	平成29年度	令和17年度	19年

まちづくり

「奈良県都市計画区域マスタープラン(現在、改定中)」は、概ね10年間の都市計画の基本的な方向性を示している。

奈良県都市計画区域マスタープラン
(大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)
(吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

平成23年5月

奈良県

奈良県都市計画区域マスタープラン(H23.5)

- 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、『効果を発現させるために必要な期間、概ね20～30年間程度を一つの目安とする』としている。

②特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

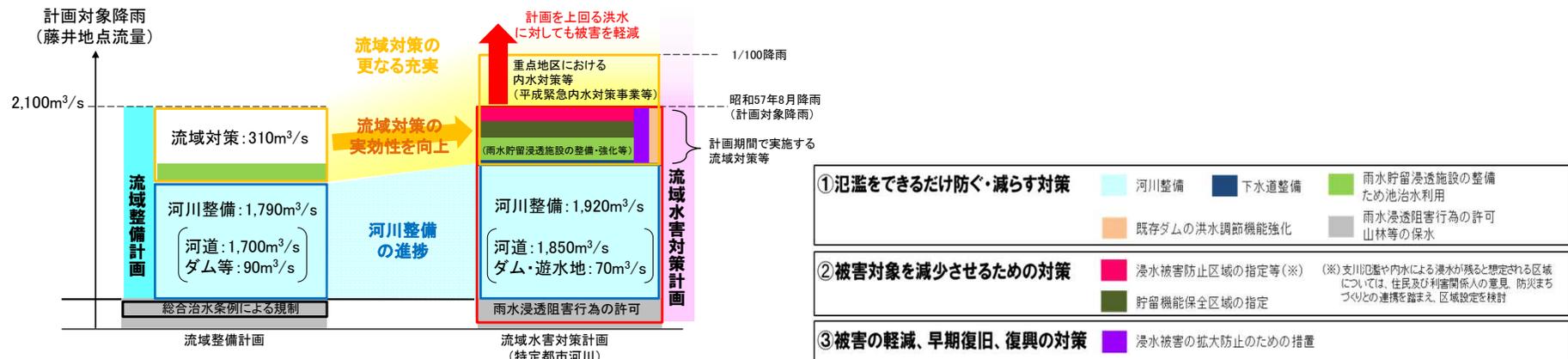
◇大和川上流域の急激な都市化の進展による保水機能の低下、亀の瀬狭窄部や大和平野の低平地を放射状に広がる河川の集積などの水害リスクの高い社会的、地形的要件に加え、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、河川整備を加速するとともに、流域対策についても雨水貯留浸透施設の整備やため池の治水活用などの対策を継続的に進めつつ、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定も活用し、流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。

◇具体的には、優先的に浸水被害の解消を目指す重点地区については、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、雨水貯留施設等の整備（平成緊急内水対策事業）により、内水による浸水被害の解消を目指す。

◇また、流域全体については、昭和57年8月の降雨を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）として定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策の一層の推進により、大和川本川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害を解消させるとともに、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）や奈良県の『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づく市街化編入抑制区域の指定状況を踏まえ、まちづくり計画などを考慮のうえ、土地利用規制（浸水被害防止区域の指定）等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。

◇さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む。

◇なお、整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものとする。洪水氾濫や雨水出水による浸水によって生じるごみ対策については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。



② 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 (ハザードへの対策)

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしながら効果的に組み合わせて実施するものとし、主な対策は以下のとおりである。

- ◆ 河道掘削、遊水地整備、
内水対策(遊水地内への内水取込、ポンプ排水)
- ◆ 下水道整備
- ◆ 雨水貯留浸透施設等の整備、
ため池や水田の治水活用
- ◆ 既存ダムの洪水調節機能強化
- ◆ 堤防強化(粘り強い河川堤防)の検討 等



② 被害対象を減少させるための対策(暴露への対応)

まちづくりや条例で指定する「市街化編入抑制区域」等を考慮し、水害リスクがあるエリアにおける宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫等の浸水軽減対策を講じるものとし、主な対策は以下のとおりである。

- ◆ 浸水被害防止区域の指定
- ◆ 貯留機能保全区域の指定 等



市街化編入抑制区域

※市街化調整区域内の土地の区域であって、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が50cm以上の土地の区域

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策 (脆弱性への対応)

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。

以下の取組みを推進するため、水害リスク情報を充実させる。

- ◆ 洪水ハザードマップの周知に、より一層努めるとともに、まるごとまちごとハザードマップの設置など、住民の水害リスクに対する理解促進、実効性確保
- ◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練実施の徹底による避難の実効性確保
- ◆ 排水作業準備計画に基づき、関係市町村と連携した訓練、災害対応の実施 等



(川西町) 洪水ハザードマップ

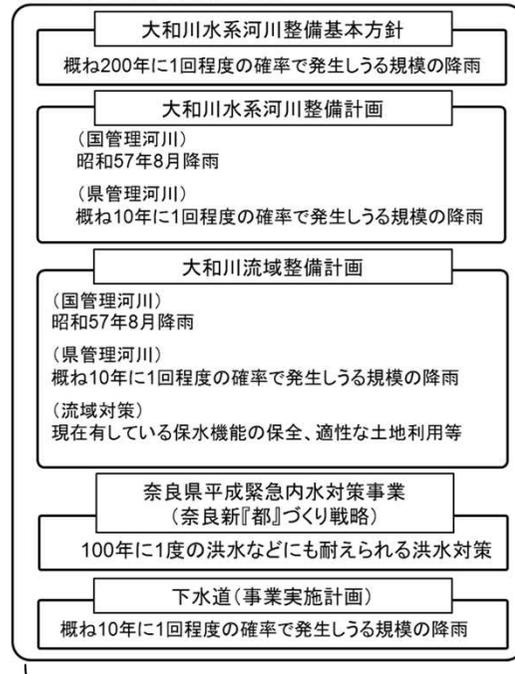


(川西町) まるごとまちごとハザードマップ

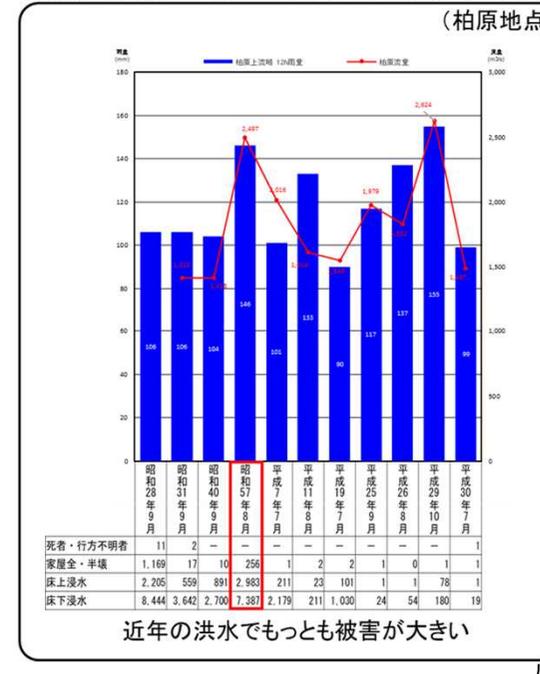
③特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

- 大和川中上流域では、戦後、数多くの大規模出水による浸水被害を被っており、特に昭和57年8月降雨と平成29年10月降雨において、戦後第1位及び第2位となる流量を記録している。このうち、戦後最大となる浸水被害は、昭和57年8月降雨(家屋全半壊256, 床上床下1万戸以上)で発生しており、総合治水対策も本降雨を契機として取り組みが始まっている。
- 大和川流域整備計画では、国管理河川は昭和57年8月降雨、県管理河川は概ね10年に1回程度の確率で発生しうる規模の降雨、下水道は概ね10年に1回程度の確率で発生しうる規模の降雨を目標として総合治水対策を進めている。
- また、河川整備計画においても、国管理河川は昭和57年8月降雨、県管理河川は概ね10年に1回程度の確率で発生しうる規模の降雨を目標として整備を進めている。
- 一方、近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動の影響により、施設能力を上回る洪水が発生しており、大規模な豪雨災害が頻発している状況がある。

【既存計画の目標降雨】



【大和川流域の主要洪水における浸水被害状況】

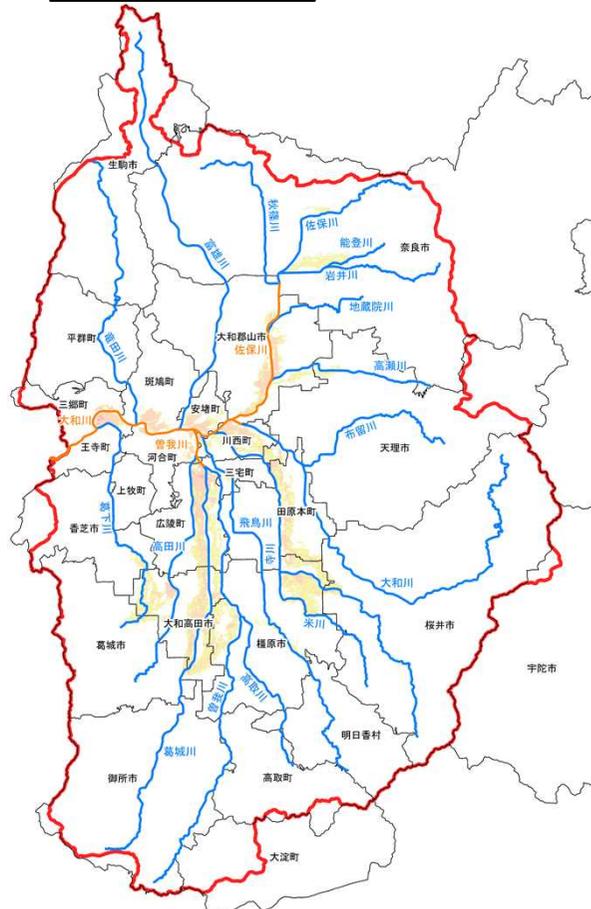


- これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)を昭和57年8月降雨(柏原上流で146mm/12時間)とし、降雨波形及び降雨量を定め、河川整備、下水道整備、貯留浸透施設の設置、土地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。
- また、平成29年10月降雨の発生を踏まえ、優先的に内水対策を実施し浸水被害の解消を目指す重点地区については、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、内水による浸水被害の解消を目指す。

④ 都市浸水想定

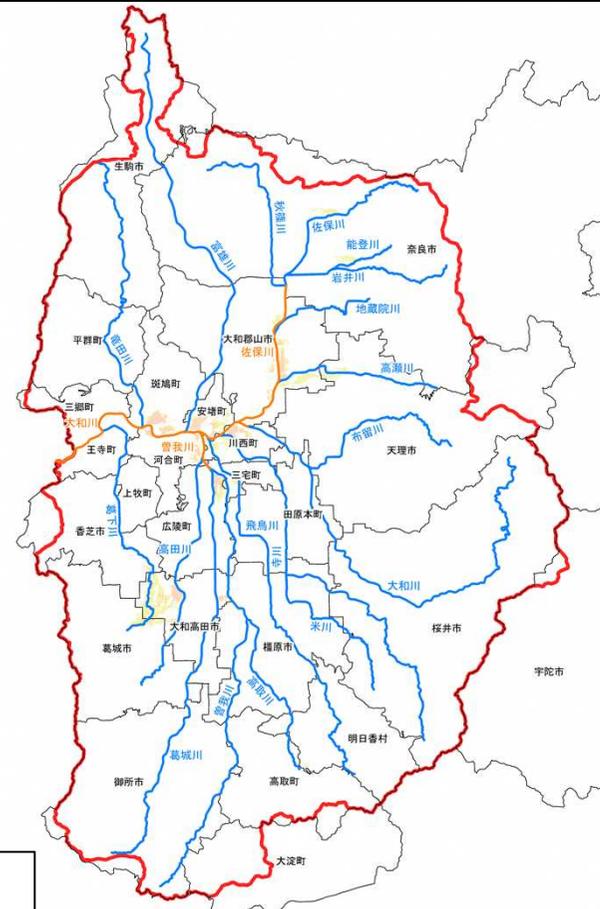
都市浸水想定として、計画対象降雨（昭和57年8月降雨）が生じた場合に、洪水（外水浸水）または雨水出水（内水浸水）による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示す。

都市浸水想定



床上浸水戸数※2: 11,040戸
床上浸水面積※2: 540ha

ハード整備※1実施後の浸水想定区域図（参考）



床上浸水戸数※2: 1,527戸
床上浸水面積※2: 84ha

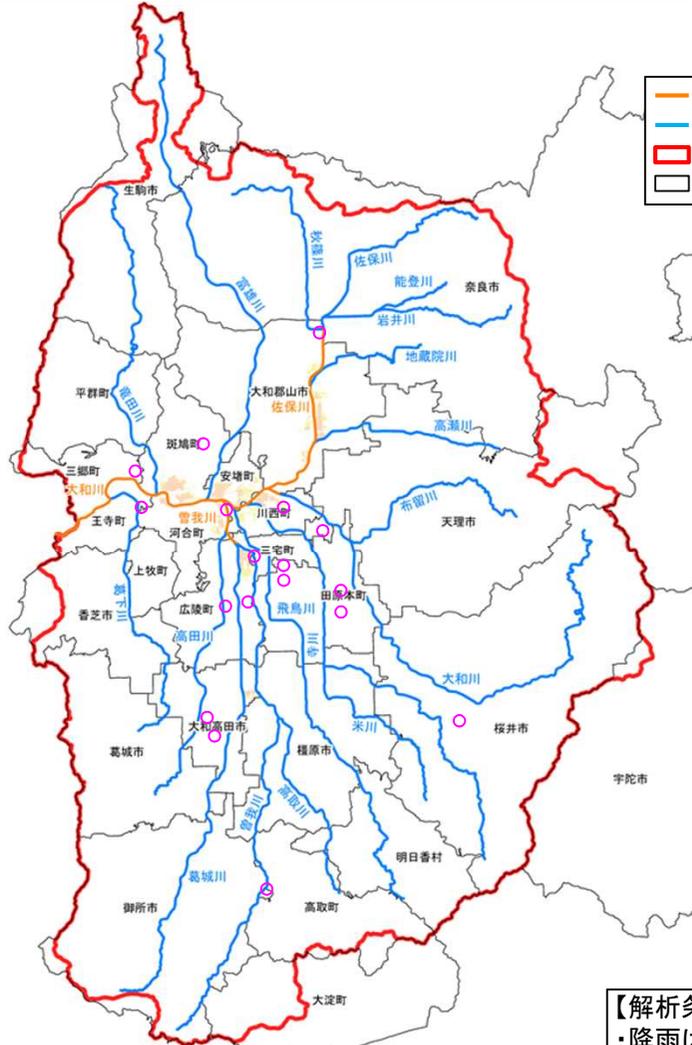
【解析条件】
・降雨はS57.8月降雨
・直轄管理区間はHWL破堤、その他支川は越水・溢水

※1 河川整備計画に基づく河川整備（国、奈良県）および雨水貯留浸透施設の整備等
※2 浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出したものです。

④ 都市浸水想定

ハード整備※1実施後の浸水想定区域図（参考）
（内水氾濫のみ）

ハード整備※1実施後の浸水想定区域図（参考）
（外水氾濫のみ）

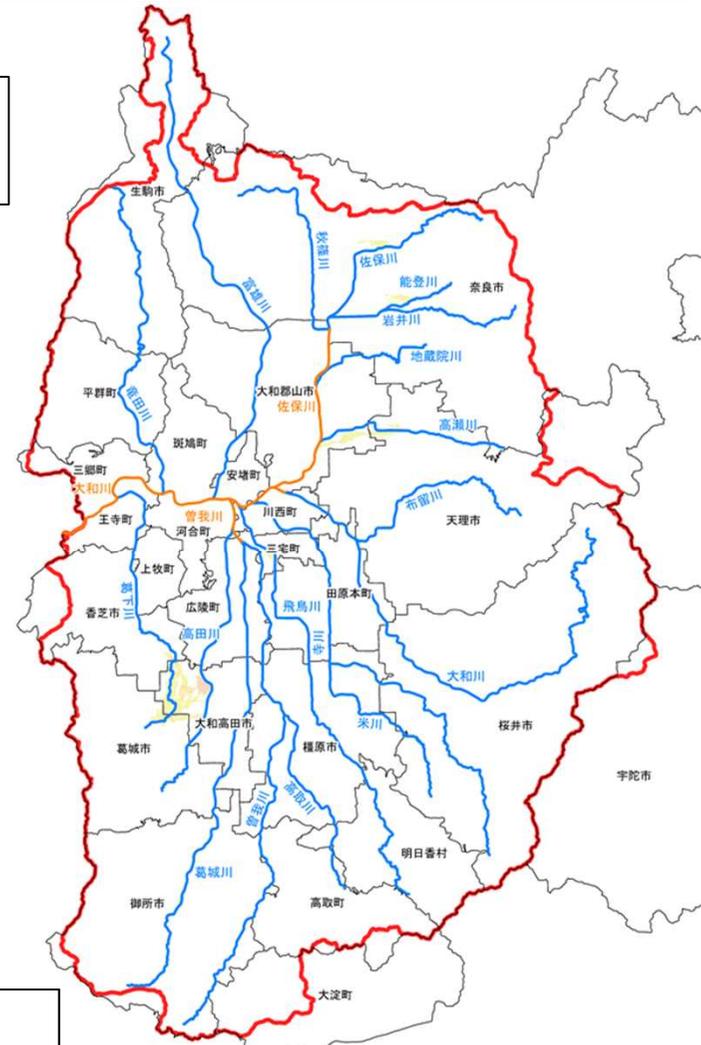


床上浸水戸数※2 : 250戸
床上浸水面積※2 : 26ha

- : 特定都市河川（国管理）
- : 特定都市河川（県管理）
- : 特定都市河川流域
- : 行政界



【解析条件】
・降雨はS57.8月降雨
・直轄管理区間はHWL破堤、その他支川は越水・溢水

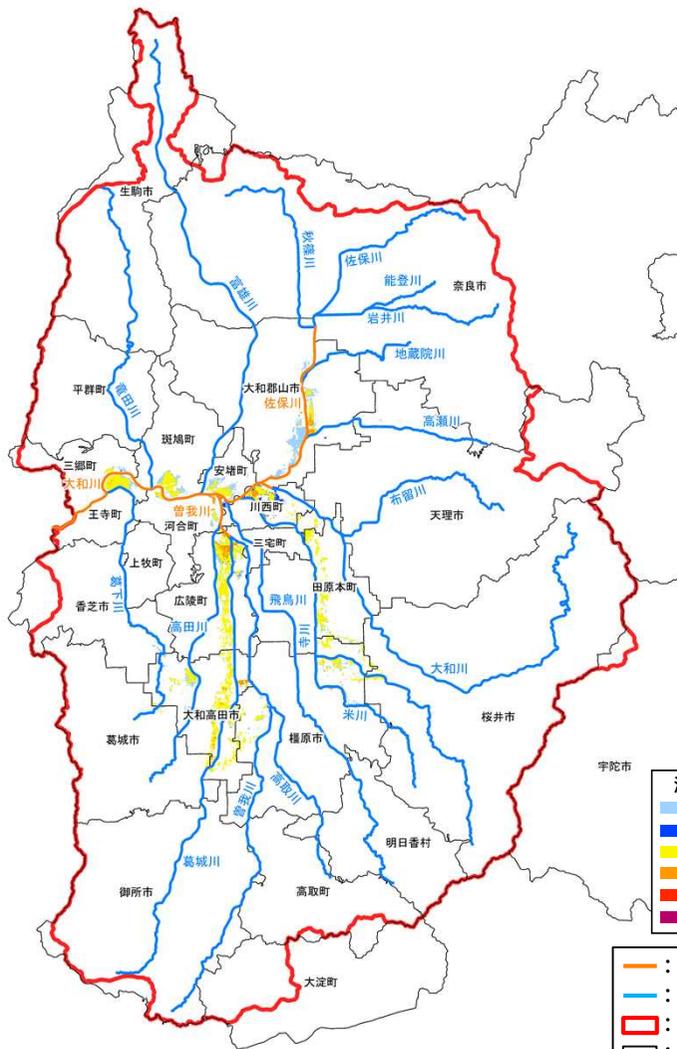


床上浸水戸数※2 : 1,279戸
床上浸水面積※2 : 58ha

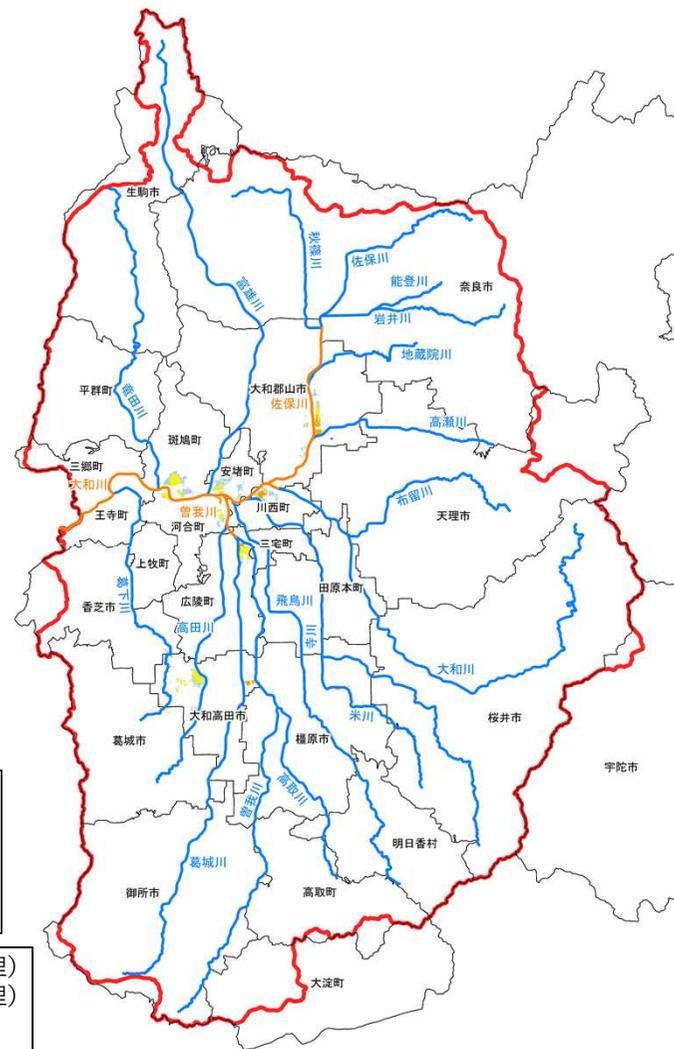
※1 河川整備計画に基づく河川整備（国、奈良県）および雨水貯留浸透施設の整備等
※2 浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出したものです。

④ 都市浸水想定

都市浸水想定における浸水継続時間



ハード整備※実施後の浸水継続時間 (参考)



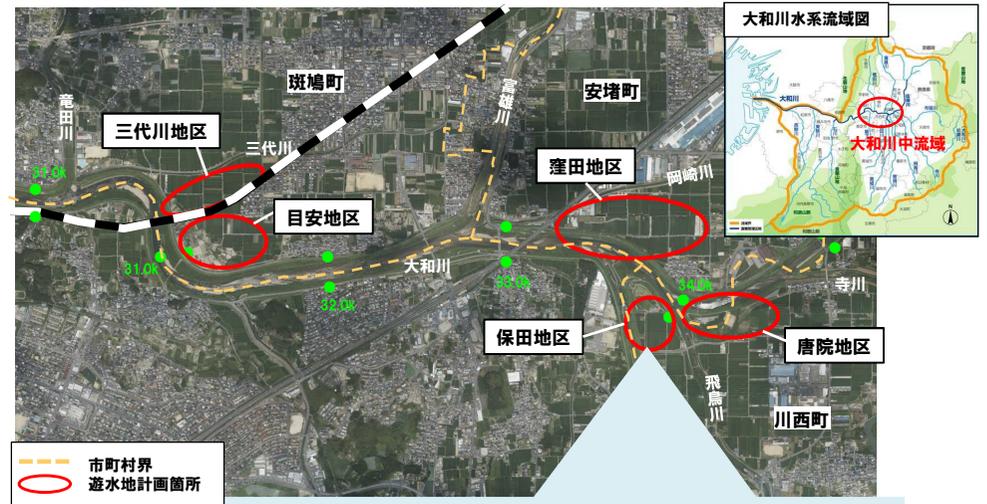
※河川整備計画に基づく河川整備 (国、奈良県) および雨水貯留浸透施設の整備等

⑤ 特定都市河川の整備に関する事項(① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(河川の整備))

- 大和川本川の藤井地点において、 $1,850\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流下させるとともに、内水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備(河道掘削、遊水地整備等)を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。
- 河道掘削においては、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、自治体等と連携しながら掘削土砂の有効活用を図る。
- 流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助を活用して事業の加速化を図る。



河道掘削(藤井地区)



寺川堰撤去(桜井市大福工区)



保田遊水地(川西町保田地区)

⑥特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う 雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

- 現状で河川管理者が行う雨水貯留浸透施設は該当ないが、今後、必要に応じて検討し、計画変更を行っていく。

⑦ 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

- ◆大和川中上流域では、亀の瀬狭窄部の堰上げにより、大和川への十分な排水が困難である状況を踏まえつつ、下水道管理者は内水による浸水対策を図るため、下水道整備を着実に実施していくことが重要であり、これまでは各下水道管理者において、内水排除ポンプの整備や雨水貯留施設を整備してきた。また、奈良市においては下水道浸水被害軽減総合計画（奈良市吉城川下流地区）に基づいて、市の既往最大降雨（79mm/h）が発生したとしても床上浸水被害が発生しないことを目標に管渠整備を実施している。
- ◆今後は未整備地区における雨水管渠整備を実施するとともに、既設ポンプ施設の維持・更新を行う等、確実な排水機能の確保に努める。また、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画を見直すとともに、また雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。

【浸水対策施設の整備イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備

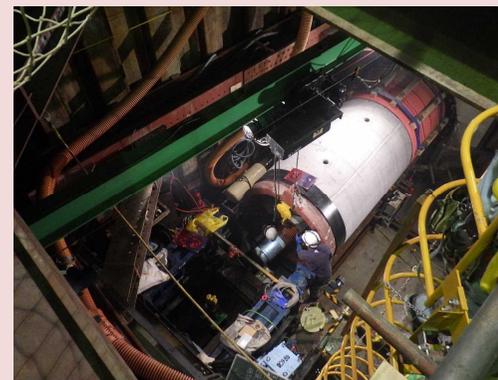
【奈良市の取組事例】

奈良市の下水道事業では、防災・安全交付金を活用し、下水道浸水被害軽減総合計画（奈良市吉城川下流地区）に基づいて、10年確率降雨（47mm/h）による既設管の能力不足を解消し、かつ、奈良市の既往最大降雨（79mm/h）による床上浸水被害が発生しないことを目標に管渠整備を実施。

あわせて、内水ハザードマップの作成・公表による情報提供に努め、ハード・ソフト両面の対策により浸水被害を軽減。



浸水被害状況
平成11年9月台風18号（時間最大降雨量75mm）

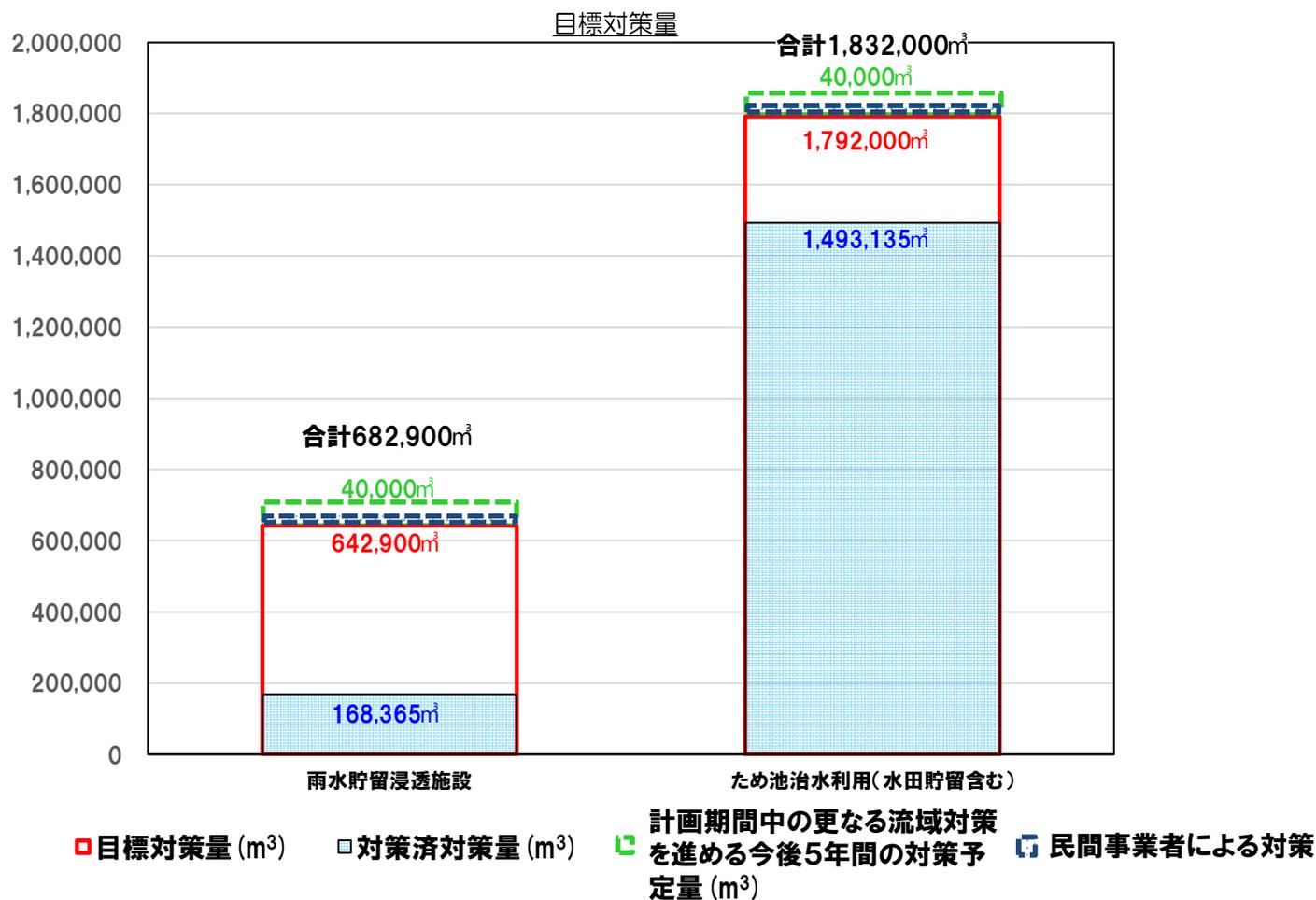


雨水管の施工状況

降雨時における既設管の能力不足解消のため、新たに雨水管を設置することで被害を軽減。

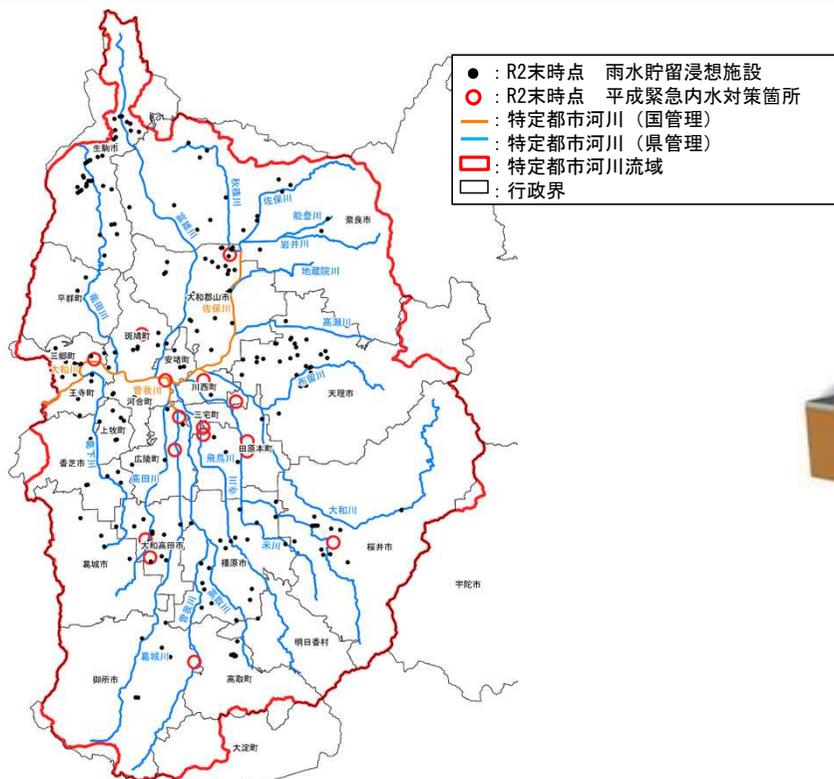
⑧特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他
 浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項(流域対策施設による目標対策量)

- 大和川特定都市河川流域における目標対策量としては、大和川水系総合治水対策の『大和川流域整備計画』や『奈良県平成緊急内水対策事業』で定められた対策量の目標を堅持しつつ、計画期間中の更なる流域対策を積極的に進めるとともに、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を新たに8万m³上乗せし、対策の一層の促進を図る。
- 計画期間の目標対策量は、雨水貯留浸透施設で68.29万m³、水田貯留を含むため池の治水利用で183.2万m³とする。
- これらとあわせて、既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全を図る。



⑧特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備
 その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項(雨水貯留浸透施設)

- 流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』等に基づき、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進するとともに、浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進する。また、既に都市公園として活用されている土地を含め、国有地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。
- また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に基づく支援制度も活用し、目標対策量の確保を図る。
- 個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透枡や浄化槽の雨水貯留施設への転用等について、流域内の市町村による助成等の支援制度により、流域内の住民等による各戸貯留を促進し、流出抑制を図る。

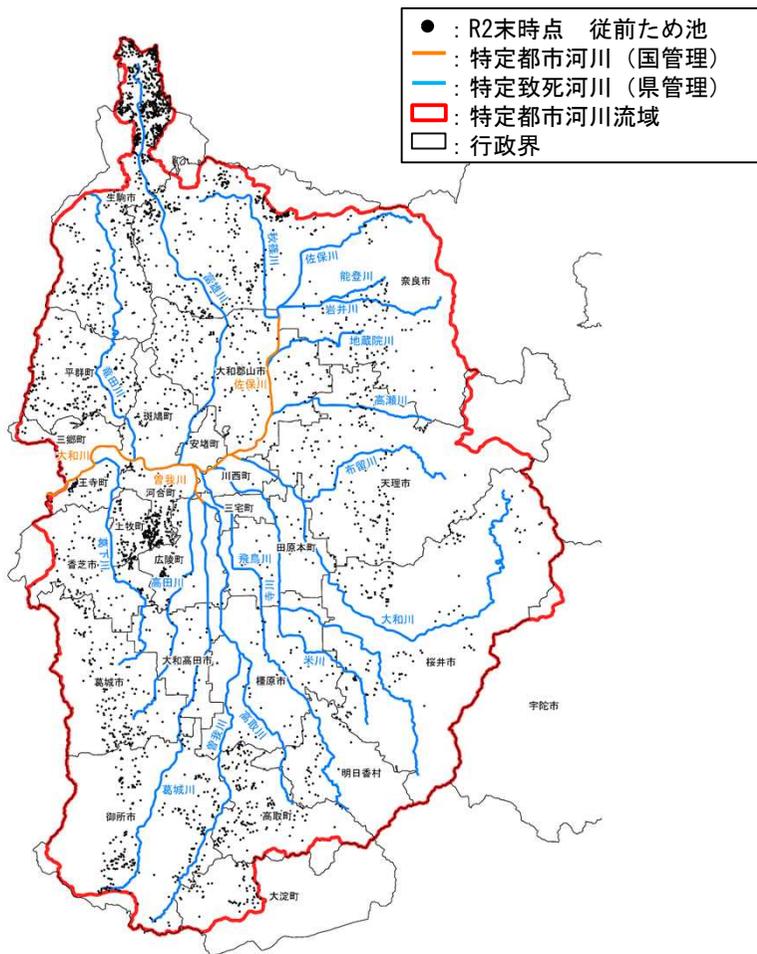


平成緊急内水対策事業
 (田原本町阪手南地区・社会福祉協議会駐車場等)

【雨水貯留浸透施設の対策実施済箇所(R3.4時点) : 253箇所】

⑧特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備
 その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項(ため池の治水利用)

●ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には、事前放流によりため池の水位を下げ、雨水を一時的に貯留させるなど、ため池の治水利用を推進する。また、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』に基づき、流域内のため池の保全に努める。なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。



【従前ため池の現存数(R3.4時点) : 2,650箇所】



ため池の保全 (馬見丘陵公園池・広陵町)



ため池治水利用 (鰻堀池・大和郡山市)

⑨雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

- 雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等（地方公共団体以外の者）は、以下の認定の基準に適合する場合に、施設の設置管理に関する雨水貯留浸透施設整備計画を作成した上で、奈良県知事（奈良市内にあたっては奈良市長）の認定を申請することで、認定を受けることができる。

計画の認定を受けた施設は、国及び地方公共団体による設置費用の補助、固定資産税の減税及び管理協定制による地方公共団体による管理協定制の対象となるものである。

- 施設の規模に係る認定の基準は、雨水貯留浸透施設の総貯水量から雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量が30m³以上である。

今後、当該基準について、規則で、区域を限り、0.1 m³～30 m³未満の範囲内で引き下げの場合は、本計画を変更し、引き下げ後の規模を明示する。

- 施設の構造及び設備に係る認定の基準は、以下の通りである。
 - ・堅固で耐久力を有する構造であること
 - ・雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること
- 施設の管理の方法に係る認定の基準は、以下の通りである。
 - ・雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること
 - ・前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること
 - ・雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること

- 施設の管理の期間に係る認定の基準は、10年以上とする。

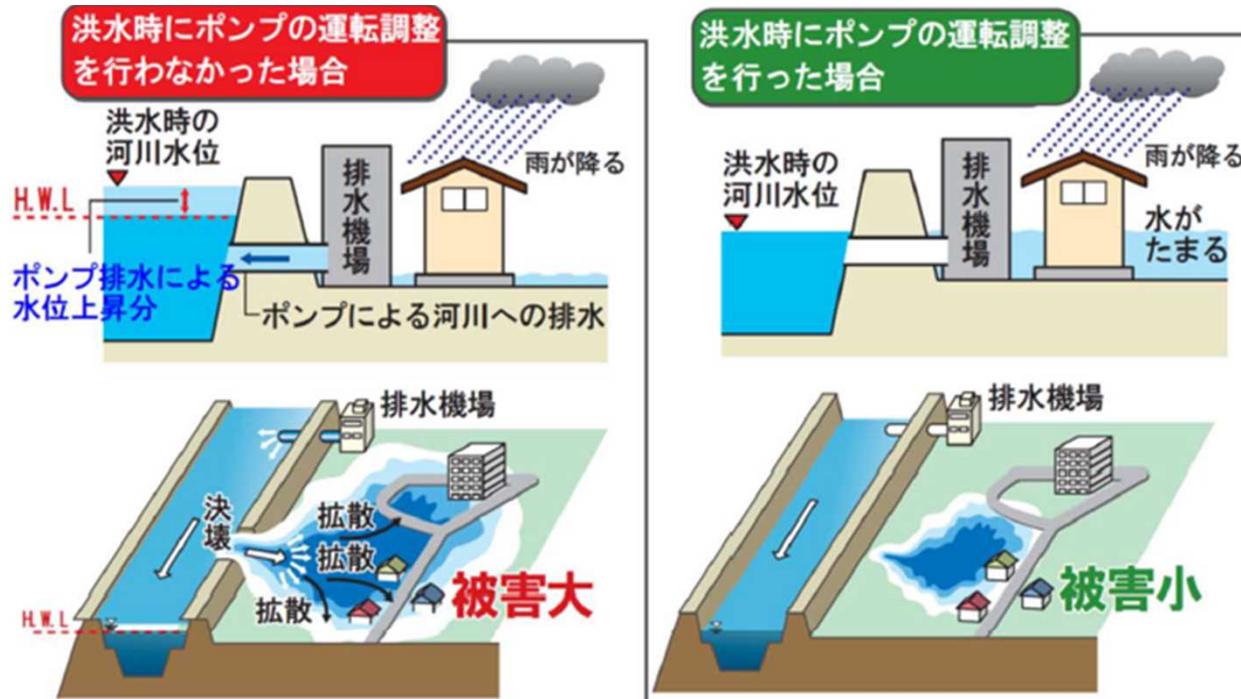
今後、当該基準について、10年を超え50年以下の範囲内で引き延ばす場合は、本計画を変更し、引き延ばし後の規模を明示する。

- 認定権者である奈良県知事及び奈良市長は、関係市町村と連携し、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前相談の窓口となって対応する。

⑩ 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

- 大和川沿川には家屋等が密集した市街地が広がっているため、万が一、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念される。
- 一方、本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されているが、外水氾濫のおそれがある場合には、その被害を助長させないこと、また、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的として、内水排除ポンプの運転調整について定める必要があり、高田雨水ポンプ場、西御所ポンプ場、本町総合ポンプ場、久度雨水ポンプ場では既に運転操作ルールを定めている。
- 運転操作ルールを持たないポンプ場においては、これまでの内水排除ポンプの運転調整実績も踏まえ、総合的に検討・合意を図り、運転操作ルールを策定していくとともに、既に策定しているポンプ場についても、必要に応じて見直しを行う。
- 各ポンプ場は洪水時には警戒体制を取り、河川水位に応じて、本川からの逆流防止のための樋門操作や内水排除ポンプの運転調整を行っている。今後はポンプ施設をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有のための体制について検討していく。
- また、流域住民への理解と避難時の協力を求めるために、事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等ができるように、適切な情報伝達等についても検討する。

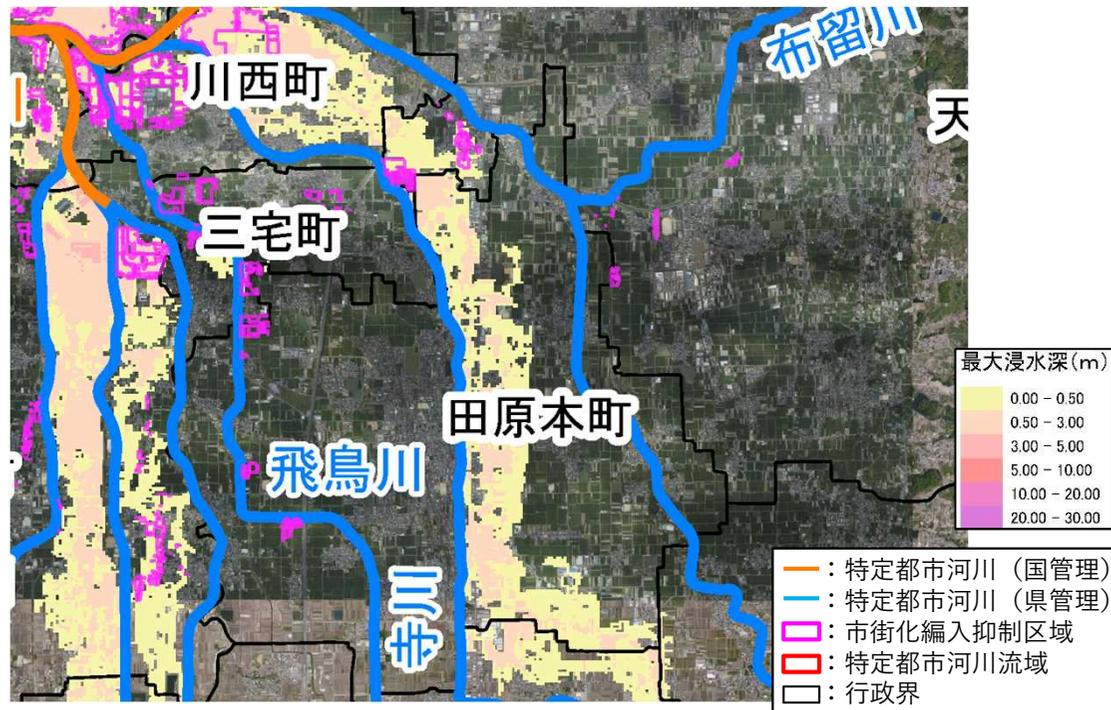
【内水排除ポンプの運転イメージ】



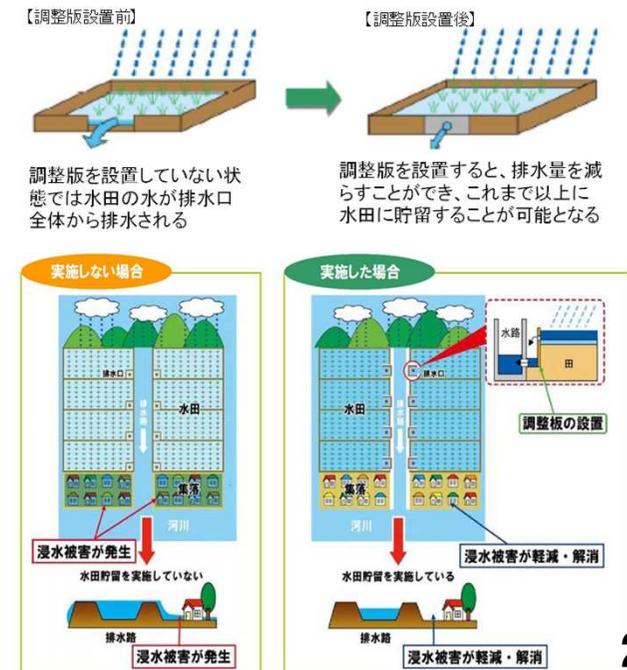
⑫貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

- 貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。
- 貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定区域や、ハード整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定の検討を行う。
- 指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水の拡大を抑制する観点から、指定により土地の保全を図ることが重要であること、河川と隣接する区域や水域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやごみ等の流入が残ること、等について説明し、土地の所有者や利害関係人等の理解の促進に努める。
- また、貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、河川協力団体等地域との連携を検討する。

【都市浸水想定と市街化編入抑制区域の重ね合わせ(田原本町周辺の例)】



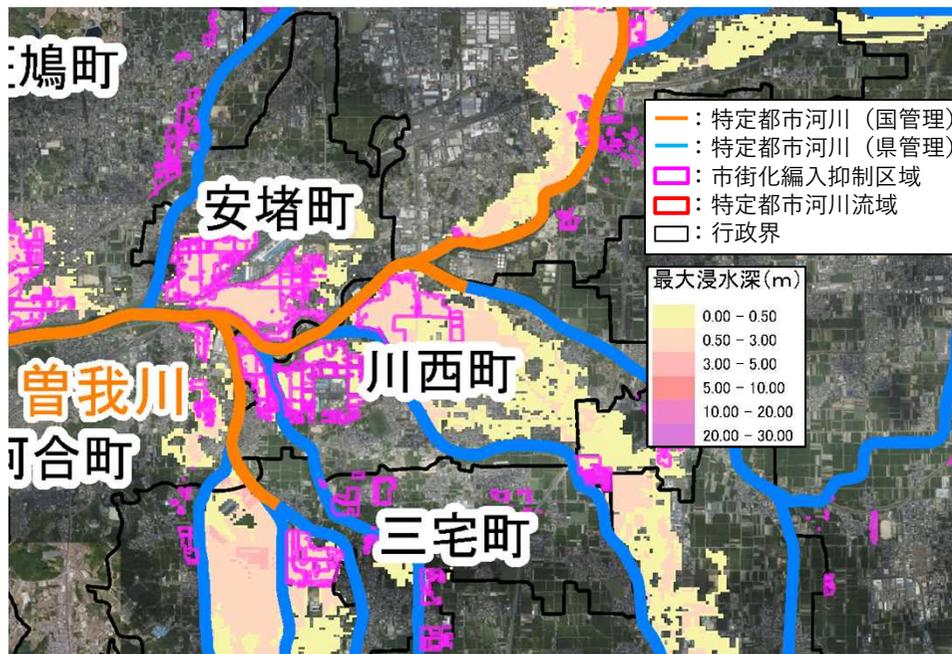
【水田貯留】



⑫貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

- 浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。
- 浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後の状況、水害リスクマップ（浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図）等も参考として、現地の地盤の起伏や「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」で指定している市街化編入抑制区域、土地利用形態等を考慮した上で、奈良県知事が市町村長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとし、先行して川西町や田原本町などで区域の指定の検討を行う。

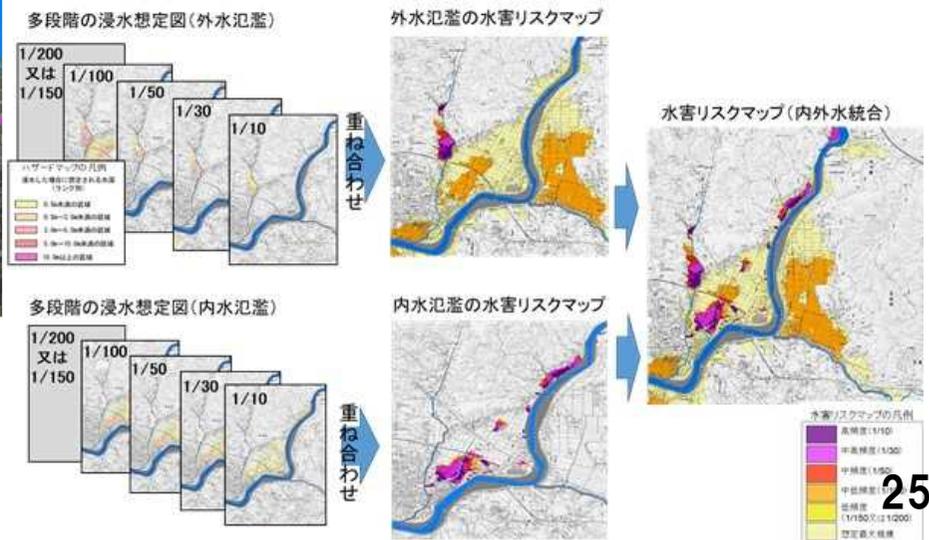
【都市浸水想定と市街化編入抑制区域の重ね合わせ（川西町周辺の例）】



平成29年台風21号洪水による浸水被害



【水害リスクマップ(イメージ)】



⑬ 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

リスクコミュニケーションの充実等

- 流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。
- また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。

● ホットラインによる河川情報の共有

大和川防災行動計画支援システム

状況説明

助言

首長とのホットライン

複数首長

大和川防災行動計画支援システム

● 要配慮者利用施設の避難計画作成

【計画作成ポイントの学習】

【避難場所・避難経路の検討】

【防災気象情報の学習】

【避難のタイミングの検討】

計画作成ポイントと取組工夫を共有

【施設種別に分かれて意見交換】

【ワークカフェ方式】

前期と後期のグループワークにより、施設間のコミュニケーションの「場」を創出

● 防災教育

参加者相互の意見交換により理解が向上

ワークショップ形式

小中学校の防災教育

⑭ その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

● 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、関係行政機関（河川管理者、ダム管理者）の緊密な連携のもと、洪水調節容量を使用する洪水調節に加え、事前放流により洪水時に活用可能な容量を利水容量から確保し、ダム下流の浸水被害軽減に努める。



狭山池ダム(大阪府)



大門ダム(奈良県)



滝畑ダム(大阪府)



■ 基準地点
● 主要地点

凡例	
	国土交通省所管(道府県管理)ダム[目的]
	利水ダム[目的、管理者]
	県境
	市町村境
	流域界
	大臣管理区間

F:治水 N:流水の正常な機能の維持 A:農業用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電



岩井川ダム(奈良県)



白川ダム(奈良県)



天理ダム(奈良県)



初瀬ダム(奈良県)

⑭ その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

【計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応】

- 計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。
- さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、利水ダム の事前放流の実施状況等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

【流域水害対策計画の計画管理】

- 河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、大和川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示すとおりである。
- これに加え、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止又は軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、流域水害対策計画の見直しを行う。

【計画管理項目】

① 事業の進捗状況

河川事業及び下水道事業の整備

② 流域内の開発状況

各市町村における流域内の開発箇所及び面積

③ 雨水貯留浸透施設等の整備状況

- ・ 河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ・ 雨水浸透阻害行為に該当する1,000m²以上の特定開発行為の対策工事で設置された防災調整池の位置及び容量等
- ・ ため池を治水利用した場合の位置及び容量等
- ・ 水田貯留を実施した水田の位置及び容量等

大和川流域水害対策計画策定に向けた流れ

令和3年
12月24日

特定都市河川の指定【国交省】



令和4年
1月12日

大和川流域水害対策協議会



令和4年
3月10日

大和川流域水害対策協議会



今回

学識者への意見聴取
住民との意見交換
住民からの意見募集（パブリックコメント）
大和川流域水害対策計画（素案）の公表



関係部局への協議



大和川流域水害対策協議会



大和川流域水害対策計画策定

大和川流域
水害対策計画
の基本的考え方

大和川流域
水害対策計画
（素案）案

大和川流域
水害対策計画
（案）

学識者への意見聴取・住民との意見交換(流域治水への地域の参画)

「大和川水系大和川他18河川」の特定都市河川指定【R3.12.24】

流域水害対策計画の策定

学識経験者

◆「大和川流域懇談会委員」及び「適地選考委員会(平成緊急内水対策候補地)」等への意見聴取を実施

流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

【特定都市河川浸水被害対策法 第4条 第5項】

素案の公表

関係住民【大和川(奈良県域)流域】

- ◆素案の閲覧・意見投函とHP等を通じて広く関係住民から意見募集を行う。
- ◆流域内を4圏域に分割し、圏域毎に意見交換会を実施(各圏域1回)



【平城圏域】

奈良市、大和郡山市、天理市

【生駒いかるが圏域】

奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

【布留飛鳥圏域】

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村

【菅我葛城圏域】

大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

関係部局との協議

案の策定

第3回大和川流域水害対策協議会

計画の策定及び公表

流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【特定都市河川浸水被害対策法 第4条 第6項】

計画策定後も流域水害対策計画に基づく具体的な浸水被害防止区域の指定等の流域対策の推進に向けた流域内住民等の継続的な参画

流域治水対策等の主な支援事業(案)

令和4年1月

流域治水の推進に向けた
関係省庁実務者会議

内閣府・金融庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環境省

流域治水対策等の主な支援事業(案)

※建政順にて記載。令和4年1月時点

内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細(HP)
利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	特別交付税措置	事前放流に伴う損失補填	二級水系の河川管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)	総務省	河川管理者	https://www.mlit.go.jp/page/content/001379033.pdf ※P4参照
	直轄	国営かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-143.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-25.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-36.pdf
	補助金	水利施設等保全高度化事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/i/g_biki/hoivo/21_01_00_045001001.html
	補助金	水資源機構かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等	農林水産省	独立行政法人(水資源機構)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-52.pdf
	補助金	農村地域防災減災事業	洪水調節機能の強化に資するため池整備等	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/attach/pdf/index-212.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-65.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-183.pdf
	補助金	利水ダム治水機能施設整備費補助	利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う事業	国土交通省	利水ダム設置者(民間事業者、地方公共団体、公営企業局等)	https://www.mlit.go.jp/river/dam/dam_risui.html
	税制特例	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置(固定資産税等)	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置(固定資産税等)	国土交通省	民間事業者等(民間事業者、地方公共団体、公営企業局等)	https://www.mlit.go.jp/page/content/001379033.pdf ※P4参照
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	補助金	農業競争力強化農地整備事業	水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-131.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-97.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-120.pdf
	補助金	農地中間管理機構関連農地整備事業	水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-125.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-77.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-133.pdf
	補助金	中山間地域農業農村総合整備事業	水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index2.html
	交付金	農地耕作条件改善事業	農地中間管理事業重点実施区域等における水田の貯留機能向上のための田んぼダム実施に向けた整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-128.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-97.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-1.pdf
	交付金	多面的機能支払交付金	水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen_siharai.html
	直轄	国営農用地再編整備事業	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	直轄事業	https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-120.pdf
	交付金	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した農業者団体等	http://www.maff.go.jp/i/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html
農地の保全	交付金	多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen_siharai.html
	補助金	森林整備事業	森林の水源涵養機能(洪水緩和機能)の発揮等を目的とした、森林所有者等や国立研究開発法人森林研究・整備機構の実施する間伐等の森林整備やこれに必要な路網整備	林野庁	地方公共団体(県)	
農地等の貯留機能の活用	税制特例	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置 ※令和4年度税制案提出中	貯留機能保全区域の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減税	国土交通省	土地所有者	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaivou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf

雨水貯留浸透施設 ・貯留・浸透機能を持つ施設の整備 ・既設の調整池、池沼又は溜め池の改良	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	特定都市河川流域において、浸水被害の防止のための雨水貯留浸透施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaiyou_r401.pdf ※詳細については、担当課にお問い合わせください。 (担当:国土交通省 水管理・国土保全局 治水課)
雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池 等	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P377参照
雨水貯留浸透施設 (特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域において同法第11条に基づく認定計画に基づき設置されたもの)	税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく認定計画に基づき民間事業者等が整備した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税を1/6~1/2に軽減	国土交通省	民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaiyou_r401.pdf ※制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。 (担当:国土交通省 水管理・国土保全局 治水課)
地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板 等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
雨水貯留浸透施設 ・住宅地事業と関連して整備が必要となる防災調整池 等	交付金	住宅市街地基盤整備事業	住宅地事業に関連する一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池等の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P330参照
100mm/h安心プラン	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/
流域治水型の災害復旧制度(輪中堤、遊水地の整備)の創設(令和4年度~)	—	災害復旧事業 災害復旧事業査定設計委託費補助 ※令和4年度予算案提出中	・河川整備計画への位置づけや土地利用規制を条件として、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。 ・加えて、輪中堤、遊水地に係る査定設計委託費を補助	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaiyou_r401.pdf ※p14「流域治水型災害復旧制度の創設」をご参照ください
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	直轄	国営かんがい排水事業 ※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-143.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-25.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-36.pdf
	補助金	水利施設等保全高度化事業 ※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/i/g_biki/hoivo/21_01_00_045001001.html
	直轄	国営総合農地防災事業	市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備や洪水調節機能の強化に資する施設の整備等	農林水産省	直轄事業	PR版 http://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/attach/pdf/index-161.pdf 実施要領 http://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-45.pdf 実施要領 http://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-90.pdf
	直轄	国営農用地再編整備事業 ※再掲	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組み地域で実施される農地整備	農林水産省	直轄事業	https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-120.pdf
海岸保全施設の整備	交付金	海岸事業	高潮・高波等に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	(農林水産省) https://www.maff.go.jp/i/study/other/e_mura/oomori/attach/pdf/n-koufukin-18.pdf (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P427~434参照
	補助金					
下水道施設(雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等)の整備、耐震化、耐水化	交付金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P67参照
	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業 (再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
	交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P77参照
	交付金	新世代下水道支援事業 (再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
	補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
	補助金	事業間連携下水道事業(下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	

		補助金	大規模雨水処理施設整備事業 (下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		補助金	官民連携浸水対策下水道事業 (下水道防災事業費補助) ※令和4年度予算案提出中	公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備	国土交通省	民間事業者等		
		税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税) ※令和4年度税制案提出中	浸水被害対策区域において、下水道法に基づく認定計画に基づき民間事業者等が整備した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税を1/6~1/2に軽減	国土交通省	民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/vosan/gaiyou/vosan/r03/yosangaivou_r301.pdf ※制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。 (担当:国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)	
	100mm/h安心プラン	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 ※再掲	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/	
洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	治山事業	補助金	治山事業	都道府県が行う治山ダムの設置や保安林の整備等	林野庁	地方公共団体(県)		
	流木捕捉施設	補助金	大規模特定砂防等事業 ※令和4年度予算案提出中	土砂・洪水氾濫等に併発する流木による被害拡大を防止するため、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木捕捉施設等の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_iirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2021.pdf P19参照	
リスクの高い区域における土地利用・すまい方の工夫	二線堤整備	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	国土交通省	地方公共団体(市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P419参照	
	家屋移転	交付金						
	二線堤整備	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業 ※令和4年度予算案提出中	貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/vosan/gaiyou/vosan/r04/yosangaivou_r401.pdf	
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm	
	水災害リスクのある場所を含む地区における住環境の整備	交付金	小規模住宅地区改良事業	地方公共団体が移転勧告等を行った住宅等、不良住宅が集合する地区における住環境の整備改善又は災害の防止のための不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅の建設、生活道路等の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件 P244参照 ※詳細については、担当課にお問い合わせください。 (住宅局住宅総合整備課住環境整備室)	
	二線堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免	国土交通省		https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf ※P30参照	
	災害ハザードエリアからの移転		補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転等を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	国土交通省	地方公共団体(市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf
			補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に不当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体が行う住宅団地の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001414761.pdf
			補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html
			交付金	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ崩れ、出水、津波、高潮等の危険から住民の生命を確保するため、災害危険区域等にある既存不適格住宅等の移転に対して支援する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P360参照
建築物改修等	交付金	災害危険区域内建築物防災改修等事業	災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域等に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修等に対して支援する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P362参照		
既存住宅の浸水対策改修	補助金	長期優良住宅化リフォーム推進事業	既存住宅の浸水対策改修による防災性の向上	国土交通省	民間事業者等	https://www.kenken.go.jp/chouki_r/		
立地適正化計画の作成	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国土交通省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html		
土地の水災害リスク情報の充実		交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成・印刷を支援するもの。	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P470参照	
	浸水想定区域図、ハザードマップ等作成	交付金	水害リスク情報整備推進事業 ※令和4年度予算案提出中	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業(ハード整備)を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成・印刷を支援するもの	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)		
		交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業 ※令和4年度予算案提出中	浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成、避難行動等に資する情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定を行う事業	国土交通省	地方公共団体(市町村)		

安全な避難先の確保	学校及びスポーツ施設の防災機能の向上	交付金	公立学校施設整備費	公立学校施設において、雨水貯留槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	地方公共団体(市区町村)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm
		交付金	認定こども園施設整備交付金	認定こども園における貯水槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	地方公共団体(県)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1398182.htm
		補助金	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う雨水貯留槽や暗渠排水設備等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	国立大学法人等施設管理者(国立大学法人、独立行政法人)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm
		補助金	私立学校施設整備費補助金	私立学校(幼～大)施設における貯水槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	私立学校施設設置者	(高校等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/003/001.htm (大学等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/015.htm
	避難路・避難場所等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001399308.pdf
	避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	国土交通省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf
	避難場所の確保	補助金	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで支援	国土交通省	地方公共団体、民間事業者等	
都市安全確保拠点の整備	交付金	都市安全確保拠点整備事業	災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地(都市計画法に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」に限る。)を整備するために支援を行う事業をいう。	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf	
経済被害の軽減	要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策	交付金	医療施設浸水対策事業	浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関が行う医療用設備や電気設備の移設や止水板等の設置等の浸水対策	厚生労働省	民間事業者	
		交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
		交付金	保育所等整備交付金	保育所等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
		補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市)	
		交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(水害対策強化事業)	高齢者施設等における防災・減災対策を推進するため、高齢者施設等が行う水害対策に伴う改修等	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
	事業継続力強化計画認定制度	税制特例交付金	中小企業防災・減災投資促進税制 中小企業強靱化対策事業(中小機構運営費交付金)	中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画	中小企業庁	民間事業者(中小企業・小規模事業者)	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#seido
自然環境の持つ多様な機能を活かすグリーンインフラの活用	環境整備	交付金	統合河川環境整備事業	指定区間内の一級河川又は二級河川等の魚道の整備や自然環境の保全・復元、「水辺の楽校プロジェクト」や「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P242参照
	グリーンボンド	補助金	適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド等の促進体制整備支援事業	気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン又はサステナビリティボンドの発行等への支援	環境省	民間事業者	http://greenfinanceportal.env.go.jp/bond/activation/promotion/support/basic_scheme.html

グリーンインフラ官民連携プラットフォームについて

- 国土交通省において、産学官の多様な主体が参画し、グリーンインフラに関する様々なノウハウ・技術等を持ち寄る場として、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を令和2年3月に設立。
- 「企画・広報部会」、「技術部会」、「金融部会」を設置し、グリーンインフラの社会的な普及、活用技術やその効果評価等に関する調査・研究、資金調達手法等の検討を進め、グリーンインフラの社会実装を推進。

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム (R2.3設立)

会員

都道府県
市区町村

関係府省庁

民間企業
学術団体等

個人

活動内容

企画・広報部会

GIの社会的な普及

- 情報発信・意見交換の場の仕組みの構築
- GI大賞（表彰制度）の実施
- パートナーシップ構築支援等

技術部会

GI技術の調査・研究

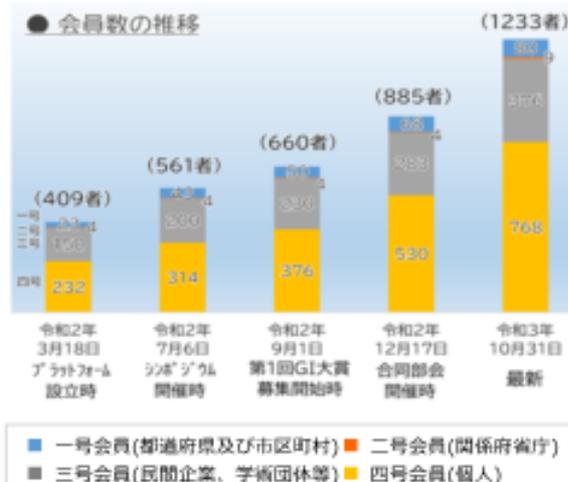
- GIに関する要素技術の収集と技術研究
- GIに関する効果、計測手法に関する研究
- 評価手法の開発等

金融部会

GIの資金調達の検討

- 金融制度、グリーンボンド、クラウドファンディング等の紹介
- GIへの投資の促進
- 経済効果の把握等

● 会員数の推移



- ◆ 会員は、本プラットフォームの「総会」「シンポジウム」「専門部会」に参加可能で、専用サイトにおいて、会員限定の情報・資料等の閲覧やオンラインセミナーへの参加が可能
- ◆ 本プラットフォームは、グリーンインフラ推進のために必要な「仲間づくりの場」、「情報を発信・収集する場」、「オープンに議論する場」、「普及啓発を進める場」などとして広く活用

- ◆ 会員登録無料 ◆ 団体でも個人でも会員登録可能
- ◆ 1号、2号、3号会員は、部・課単位での入会も可能

※会員登録はこちらから
グリーンインフラ官民連携
プラットフォームWEBサイト

<https://gi-platform.com/>



グリーンインフラに関する情報提供

○グリーンインフラ事例集

グリーンインフラ大賞受賞事例など、優れたグリーンインフラへの取組事例について掲載、多様な主体に対してグリーンインフラへの理解をしていただくとともに、具体の取組みイメージを形成することを目的に作成されている。

https://green-infra-pdf.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/GI事例集_ver2.pdf

○グリーンインフラ技術集

技術指針の策定や評価手法の開発等に向けた第一歩として、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員よりグリーンインフラに関連する技術を幅広く収集し整理したもの。

<https://green-infra-pdf.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/技術集.pdf>

○グリーンインフラ金融部会資料集

金融部会、幹事会、オンラインセミナーで、ご紹介いただいた資料等をもとに整理したもの。

<https://green-infra-pdf.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/金融資料集.pdf>

※近畿地方整備局における取組

○多自然川づくり近畿ブロック会議

「多自然川づくり」に関わる担当者の情報交換及び技術力の向上を図るため、事例紹介を通じた議論を行う場として『多自然川づくり近畿ブロック会議』を開催しています。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/kankyau/tashizen/index.html>

○ミズベスクールの取組

水辺に興味を持つ民間と行政が協力して、水辺を活用した賑わいづくりの全国の先行事例やかわまちづくり支援制度の内容等を学習する、広く一般の方も参加している取組。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/manabuasobu/mizuberingp.html>

※その他の機関における取組

○水辺の小さな自然再生（「小さな自然再生」研究会）

手づくり型の自然再生に関する事例などを紹介しています。

<http://www.collabo-river.jp/>

○大河川における多自然川づくり WEBセミナー

（公益財団法人 リバーフロント研究所）

多自然川づくりのポイントをQ&A執筆者より解説した上で、参加者の皆様との意見交換を通じて、大河川における多自然川づくりへの理解を深めることを目的にセミナーを開催しています。

<http://www.rfc.or.jp/daikasen.html>

<参考>大河川における多自然川づくり—Q&A形式で理解を深める—(H31.3)

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/tashizen/qa.html

○ミズベリング（ミズベリングプロジェクト事務局）

新しい水辺の活用の可能性を切り開くための官民一体の協働プロジェクトとして、事例などを紹介しています

<https://mizbering.jp/>